

平成24年第4回邑南町議会定例会(第10日)会議録

1. 招集月日 平成24年 5 月 25 日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成24年 6 月 21 日 (木) 午前 9 時 30 分
散会 午後 4 時 17 分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳	9 番	日 高 學
10 番	石 橋 純 二	11 番	高 本 勝 藏	12 番	山 中 康 樹	13 番	三 上 徹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	松 本 正		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	藤 間 修
危機管理課長	細 貝 芳 弘	定住促進課長	原 修	企画財政課長	沖 幹 雄
情報推進課長	小 林 雅 博	町民課長	服 部 導 士	税務課長	三 上 俊 二
福祉課長	飛 弾 智 徳	農林振興課長	坂 本 敬 三	商工観光課長	日 高 始
建設課長	森 上 寿	水道課長	上 田 英 至	保健課長	日 高 誠
会計管理者	安 原 賢 二	瑞穂支所長	藤 田 憲 司	羽須美支所長	福 田 誠 治
教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也	学校教育課長	田 中 節 也
生涯学習課長	森 岡 弘 典				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局係長 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
7 番	辰 田 直 久	8 番	亀 山 和 巳

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成24年第4回邑南町議会定例会議事日程(第10日)

平成24年6月21日(木) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成24年第4回邑南町議会定例会(第10日)会議録

平成24年6月21日(木)

—— 午前 9 時 3 0 分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(松本正) 定足数に達しておりますので、ただ今から平成24年第4回邑南町議会定例会第10日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(松本正) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。7番辰田議員、8番亀山議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(松本正) 日程第2一般質問。昨日に引き続きまして、一般質問を行います。通告順位第5号大屋議員登壇をお願いします。
- 大屋議員(大屋光宏) 議長。
- 議長(松本正) 1番大屋議員。
- 大屋議員(大屋光宏) おはようございます。ええと、大屋光宏です。と今回の一般質問は3点通告がしてあります。一つは、あのう、畜産糞尿処理施設のことについて、これは以前から建設の意向を持たれてましたが、まあ、どのようになったか。で、後は、あのう、Uターン、Iターン進める中で、あのう、いろんな場面で皆さんお聞きのとおり、あのう、住むとこと仕事がない、何とかして欲しいっていう意見は多いんだと思い、思います。で、その観点から町営住宅のあり方と町内の商工業の振興についての3点を聞きたいと思います。で、まず1点目は畜産の糞尿処理施設の建設についてです。これについて、あのう、まあ、建設が頭に出たわけじゃあないですが、年頭に22年緊急雇用対策を使いまして、あのう、資源の調査ということで調査がされてまして、23年はその活用ということで続けて調査があったんだと思います。で、もう明らかにある意味その建設に向けての事前調査、必要か必要じゃあないか、建てるんだったらどういうふうに建てるか等も含まれているものと思ってます。で、それらの結果を受けて、あのう、町としてどのような考えを今もっとられるかを聞きたいと思います。あのう、調査結果並びにその結果を受けて現在町としてこの施設が必要かどうか、建てる意向があるかないか。一括して質問します。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) おはようございます。ええと今の質問はですね、あのう、二つ合わせてお答えしてよろしいのでしょうか。はい、まずええと、これの調査についてであります、当初は、あのう、郡の酪農組合の方から堆肥の処理に困っている農家も多いので何とか集合的な処理できるような施設がないかというふうなことで、要請があったのが発端であります。で、これについて、まあ、調査をすることにしておりますが、あのう、町内には、この畜産糞尿以外にも例えば、あのう、食品残渣でありますとか、あるいは森林系のバイオマスでありますとか、それから未利用資源としては藁あるいは籾殻、まあ、こういったようなもんがございますんで、畜産糞尿に限らずですね、こういう邑南町内にある、いわゆるバイオマス資源を全般的に調査してみようということではじめております。で、名前もバイオマス活用促進事業ということで、これはもう糞、糞尿に限ったことだけではなくて、まあ、全般的に調査をしております。で、調査内容でございますが、一つは畜産の糞尿の処理の状況、現在の状況ですね、あるいはその量。それからもう一つは町内のいろんな事業所があります、民間事業所あるいは福祉施設、給食センター、こういうもんがございますが、こういうところから出る生ゴミでありますとか、あるいは食品残渣でありますとか、こういう物の量も調査をしております。それから林業系では製材所から出る残渣でありますとか、あるいは、あのう、林内に残されている、まあ、いわゆる林地残材というふうに申しておりますけれども、こういうふうな物の量、それから籾、籾殻、藁の量、こういう、まあ、未利用の資源の状況を確認したところでございます。それからそれを元に23年度でその種類ごとにですね、活用方法というのは検討いたしまして、基本的な方針を出したところでございます。まあ、一例を申しあげますと、例えば、こう町がやっとります下水施設あるいは集排の施設の汚泥がありますけれども、これについては脱水処理をして、堆肥化を図る、ただ、あのう、用途については、いろんな不純物等も入っております関係で、これは農作物へというわけではなくて、花木でありますとか、まあ、そういうふうなものの堆肥として活用しようと。それから林地残材については、ええっと、林地残材一番ネックになるのが、あのう、搬出の経費がなかなか出ないということがございます。で、これについては昨年の秋から実証実験ということで、住民の皆さんに参加をいただいて、あのう、商品券を出しながら森林組合に持っていったらよう実証実験をしております。で、これは最終的には、あのう、今は三隅の火力発電に行っておりますけれども、町内利用ができるような方法を検討してまいりましょうということでもあります。それから鶏糞につきましては、これは窒素分がかなり、まあ、高いわけですので、これは、あのう、肥育牛と混合して、まあ、いわゆるその土壤改良材としての堆肥ではなくて、特殊肥料として販売できないかという方向性を出しております。それから、あのう、今議員さん言われました酪農の糞尿でございますが、これはいわゆる土壤改良材として、質の良い堆肥製造を行ってこれはもう農作物へ積極的に利用していこうということで、調査結果が出たところであります。で、2番目の回答ですけれども、じゃあ、それを元に町としてこの施設建設を、まあ、どうするかというお話しであります、あのう、畜産資源に限らず町内から出るそういうバイオマス系の資源というのは極力回収をして、再生をして、まあ、利用していくという、いわゆる、いわゆる循環型の社会を作る必要があるんだというふうに思います。そしてまた、あのう、単にそのシステムを作るだけじゃなくてそこへ町民さんがどう拘わっていただいて、その気運を盛り上げていくかということが、まあ、重要な部分だというふうに思います。で、今回の全体構想の柱は、あのう、先ほど言われましたような堆肥施設の整備が一つであります。それからもう一つは林

地残材の収集システムを構築すること、まあ、この2本を柱に、付帯的に不作付地の利用促進しましょう、あるいは6次産業化のようなものにも取り組みましょうということを挙げております。で、先ほどの質問の、まあ、本質でありますその堆肥化施設をじゃあどうするんかということでありまして、けれども、本来のその堆肥施設全国各地にその集合型の施設がございますけれども、ええと、これはまず、あのう、畜産農家さんの、まあ、本来の業務というのは、まあ、良い餌を与えて、良い牛乳なり、あるいは良い肉質なりの物を生産するというのが本業であって、そのふん尿処理はもちろんせにゃあいきませんが、そこへ手間暇、経費を掛けるというのは、あのう、現在のスタイルではどうも無いようです。全国的にはその部分は第三者が処理をする、で、農家側の方はしっかりその飼育をする、飼養するということをして、に力を入れるというのがどうも本来業務のようです。で、そういうところから考えますと、やはり邑南町でも、そ、そ、その部分の負担を軽減するというのが第一目的がございます。それからあわせて畜産環境の改善それから、今は各戸戸別に堆肥化しておりますので、その品質も良いものから悪いものまでいろいろございますんで、それを、まあ、均一化して良質な堆肥生産をするということになるとやはり集合的に第三者がきちっとその技術的にも勉強していただいて良い物を作って、やっぱり一元的に、こう散布に行くというふうなシステムを構築するのが、まあ、ベストかなというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ええとね、話の結果が、すみません、最後がよく、あのう、方針が分からないんですけど、作るのか作らないのか必要か必要じゃあないのかっていう部分、で、あのう、まあ、議論の仕方はいろいろあるんですけど、一応調査結果が、その23年の活用方法という時点の、まあ、こういうことが調査して、結果としてこういうことが必要だと分かりましたと言われ、これ全部なんかやられたことばかりやって、まあ、下水汚泥をどうしてるかっていうと今でも脱水処理するなり何、何かの方法をして堆肥化して処理をして、それは問題だからもっとこうしたらいいよっていうものがあつたわけじゃあなさそうに聞こえるわけです。で、最終的に糞尿処理施設が、その方向性としてはそういう方向、あのう、共同利用なり、第三者でやる、やらないもあると思うんですけど、それが今、町として農林振興課は、その糞尿処理、あのう、要は堆肥を作る施設が必要だと思うのか思わないのか、で、もう少し調査結果として実は、あのう、今既存のものが旧石見町時代に整備したものもあります。で、瑞穂の方でもそれぞれ整備したものがあつたり、各個人が持ってる。その中でそれを活用して今ある問題が解決するのかもしれないのかもあるんだと思います。で、それでは解決しないから新たに作らなきゃいけないのかどうなのか、そのあたりがはっきりよく分からないんですけど、方向としたら作る必要があるとお、あるのかなのか、で、あるのであれば、どういう方法で作らなければいけないと考えられているのかその点についてお願いします。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) まあ、結局、そのやるのかやらないのかというふう、ことだろうと思いますけれども、まあ、理由は先ほど言いましたように、あのう、戸別に現在は処理しておりますが、品質等もばらついておりますので、これはもう集合的に処理をして良い堆肥を作る、で、その手間暇を省くことによって、飼育の方にしっかり力を入れてもらうという方針はあります。で、問題は、あのう、実際じゃあどういうふうにしてその整備をするかというのですが、ええと今の計画では、瑞穂に1か所、それから石見に1か所の2か所体制で整備しようという計画になっております。

で、石見の場合は、ええっと茅場にも堆肥施設、処理場がございますんで、一つは全く新設をするというパターンと、それから茅場の施設も併用しながら、あのう、やっていくというこの二つのパターンを今考えております。が、まあ、どちらにいたしましても、かなりの事業費が掛かりますので、あのう、それらの、まあ、財源確保の条件整備が、今まだ整っておりませんので、あのう、いろいろ国の方、県の方ともあたっておりますが、あのう、現実的には過去瑞穂も石見も補助金等使って現在の施設を作っておられますんで、で、その対応年数がまだ来ておりませんから、財源確保というのは非常に、まあ、難しい部分がありますので、そのへんの条件を何とか整えたいなというふうに思っております。で、建てるのかどうかについては、まあ、それがありますが、あのう、建てる必要があるというのは十分に認識をしておるところであります。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、普通の議論であればこのへんで終わるのか、何とか財源確保して必要になるという話になると思うんですけど、要はこの議論に至るまでの段階で22年に1千万だと思います。23年にも1千万掛けて調査したわけですよ。で、調査の中で、特に23年の調査については1千万も掛けてどういう結果、何を調査してもらって、どういう結果が出たのか、で、本来であれば当然問題としてこれやる。で、既存の施設を使うには活用できるかどうか財源としてどうなのか、で、そのあたりまで調査があって、結果として選択肢は何点かあるけど補助金がある無しもあるから、その中から選択肢として必要であれば既存のやつを改造しながら、自己財源がある中でやっていく方針が選択肢としてありますとかいう答えが出て当然だと思うんです。で、何のために事前調査の形で23年、まあ、22年、23年、2年間2千万ぐらいかけたのかっていうところを議論、このままではそこを議論しなきゃいけなくなっちゃうわけです。で、まあ、それやりだすと長くなりますんで、それは、まあ、まだ決算の審査もありますんで、その場面でお金をどうやって使ってどういう成果が出たのかっていうのは聞く場面があると思いますのでそこでおきますけど、そのもう少し踏み込んで、今の段階で、せっかく調査したんであれば今の段階であれば、普通であれば、もうある程度の方向性、やるんで、今から予算要求をしていろんなことをしても来年度、できても来年度末でないと完成しない、まあ、1年なり、2年掛かるわけですよ。で、結論としてやるならやる、駄目なら駄目で既存の施設をどうするのかというのは早く出すべきだと思います。でないと現場ではもう問題がある中で酪農なり、その、まあ、畜産で動いとるわけで、町がやるならそれに、が良いし、駄目で、しないなら個人で整備しなきゃいけないっていう方向性を、要は酪農組合なり生産者達に示すべきだと思います。で、早急にどうするのかっていう結論をピシッと出す考えがあるのかどうなのかについて聞きます。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) はい、坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 22年度で1千万、23年度で1千万というお話しでしたが、数字は随分違っておりまして、22年度は約400万円、それから23年度が620万円合わせて2年度で約1千30万円となっております。よろしく申し上げます。で、あのう、具体的な内容ですけども、あのう、実はこういうふうな、あのう、成果品が出ておりまして、この中には、あのう、具体的にじゃあ、あのう、石見についてはどういう方式のどんなふうなやり方をしましょうと、その場合のイニシャルコストはこうですよ、ランニングコストはこうですよ、ほいから茅場を利用したときには、まあ、これだけ軽減になりますよというふうな案は、あのう、これに今出ております

ので、まあ、今おっしゃったようなこと、まあ、具体的な、あのう、いわゆるもうすぐにでも入札できるような設計書まではできておりませんが、あのう、方針としてはもうできておりますので、これは、まあ、十分活用できる資料だというふうに思います。で、あとはやるかやらないかという、まあ、再質問でありますけれども、あのう、農林振興課とすれば当然これは必要な施設だと思っておりますので、今年度も24年度も予算要求はしたところであります。まあ、後はちょっと少し財政の方でないと分かりませんが、あのう、町の、まあ、全体の予算を見ながらということになるでしょうから、そのへんは、まあ、我々も予算要求はしっかりしていきたいというふうに思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、掛かった経費がそれぞれで1千万で、合計で2千万じゃなくて、まあ、合わせて1千万というところはすみません。ただ、まあ、やっぱり600万ぐらい掛けて活用どうするか、ちゃんと、まあ、方針がある程度は、まあ、案が出てますよっていうことだったんだと思います。じゃあ、まあ、その中でどれを採用してていう中でも作る方向で予算要求はしますっていうところまでは答弁だったんだと思います。後は、まあ、財政の判断っていうのがよくわかんないんですけど、あのう、要はそれは、まあ、農林振興課の方針としてはそういう案があってやりましたで、分かりました。その後、要は町としてみんなで話し合いをして、町としても、あのう、要は財政を説得する、町長が納得、まあ、副町長が納得する、町長が納得する、まあ、議会も住民も納得するための資料として手元があるんだと思いますけど、それは議論としても皆でされて、ただ予算、あのう、課として予算要求はします、毎回財政で駄目でした、うちは頑張ってます、じゃあどうも、どうなのかなあと思うんです。で、まあ、町長どうなのですかって聞くべきなのか、非常に分かりにくいんですけど、ただ、現場としてある中でそのやるやらないの判断、で、町としてやるならやる、やらないのであればそれぞれの酪農家なり組合としてどういう対応をとってもらっていうのはきちんと早い段階で方針を出すべきだと思うんです。で、あのう、町長に対してですけど、その、まあ、やりますやらないですとも言いにくいんだと思いますけど、まあ、十分議論がされて、であれば昨年予算が出た時点で、あのう、財政課の方でもそれを採用しなかったっていうことはやらないという理解もできますし、じゃあまだ十分議論はしてないんだよという段階なのかはあるとは思いますが、あのう、町長の方として、もう、改めて、あのう、やるやらないの方針をきちんと出していただいて早急にそのどちらにしても対応をするということをまず約束してください。お願いします。

●石橋町長(石橋良治) 番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、ああして、まあ、調査の結果が出たわけでありまして。で、それを元に、まあ、農林課としては財政の方へ要望し、それからその後ですね、やっぱり、あのう、24年度の予算を組むときにじゃあこれどうするかという議論はしっかりいたしました。しかしながら、まあ、提案できてないということはですね、まあ、相当な費用が掛かるということが正直ネックであります。で、まあ、あのう、補助制度でもあればいいんですけども、まあ、従来旧、旧町で受けてた施設がまだありますので、そういったところにはなかなか補助制度が適用されないという部分で、今そういった物を建てようとするれば100%町の、まあ、起債なりでやらなきゃいけない。それもかなりの額だということでありまして。しかもご存じのように24年度も5億という起債の枠をかま

しているわけでありまして、その中でもやっぱり私は優先順位としては安心安全等観点から第一優先として今予算を組んでいるわけでありまして、この24年度にたつて、その堆肥化の処理施設を造るということはちょっとこれは早いと言うことは思っています。したがって、まあ、必要性は感じてるわけでありましてけれど、あのう、財政的なやっぱりさっき言った課題をいかにクリアしていくかということが、まだちょっと見通せないんで、いつごろ造りたいということについてははっきり申しあげられない。で、もう一つはやはり今の畜産農家の方々のお考えをやっぱりしっかり聞く必要があるんじゃないかなと思います。で、その農家の方々のやっぱり意向というのが、やっぱり造って欲しいという当初から、ここ最近また少し変わってるんじゃないかなという気持ちも実はあります。で、そのへんのことをしっかり聞かないと、いずれ、そのやった方がいいが受益者負担という問題が必ずつきまとう。そこをそういった方々に対して、どうぞ理解いただくかということが大きな課題であります。積極的にやろう、あるいは、もう自分の代で終わりだというような方々もいるし、いらっしゃるんじゃないかと、まあ、そういう酪農家の意向もしっかり現時点で聞いていてですね、将来に備えていきたいなあというのが今の私の気持ちでございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、町長の答弁の意味は十分分かります。あのう、当然当初からこれだけのものをすれば財政的にどうなるかっていうのは、お金が掛かるっていうのは分かっているから、僕らとしてはそのために事前の調査としていろんな方法があるんじゃないかってやられたんだと思うんです。当然財政で厳しくて無理であれば既存の施設をいかに使うかと、だけ、それぞれに個々が持ってる施設をどういうふうに活用した中で問題を解決するかであるんだと思います。で、まあ、今回財政的に見通しが厳しい、いつになるか分からないって言われたら今度は担当課としたら多分調査の中で違う案があるんだと思います。既存の施設をいかに使うとか、そういう中で選択すべきだと思います。で、もう一つ町長が言われた、あのう、要は生産者、組合員さん、あのう、酪農家の中にも温度差がある、あのう、必要だと思う人、まあ、今更これだけの投資をしてやる必要はないんじゃないかと思う人は事実あると思います。で、それは町として、そういう地域でほんとに農業振興の難しいのっていうのは、要は生産者は数が少ない、その中で温度差があるのは当たり前です。産地として将来を考えたときに必要かどうか、今必、もう自分たちはいいよっていう人にも将来のため、地域のため、組合としてやる以上協力してくださいとお願いするのは、それは町の役割として振興上しないといけないんだと思います。個々の意向を考えてやりますと言うと、絶対にまとまんないし、やる気がある人はじゃあいいです、私一人ですみますになってくる。で、産地として崩壊していく。で、役割としてやるべきは、一番大事な部分として町としてほんとに必要であればきちっと組合なり説得してやる方向、それぞれで無理な部分、経済的な負担がある部分について補助しましょう。こういう方法もあるんじゃないですかっていう提案をすべきなんだと思います。あのう、すぐに難しいっていうのは分かったんですけど、ただ現場として困ってる以上、何らかの方法をきちんと早急に示すべきだと思います。まあ、あのう、ある意味、と、町長は方針を示した。だけどそれじゃあ現場が困る以上、また担当課で考えなきゃいけないんだと思います。で、これは、まあ、課長が一生懸命考えていただけるんだと思います。でいいですね。特に、まあ、出てもらわないですけど、あのう、状況はしっかり把握して町の役割として必要であれば主導権を持ってきちっとやっていただくことを願ってこの問題は、まあ、ちょっと中途半端なところありますが、あのう、しっかり考えていただくっていうことで終わりたいと思います。で、続

いて、あのう、2番目の町営住宅の入居状況について質問します。あのう、まあ、定住対策いろんなことをやる中で、住むところ、仕事っていう話が出ます。で、町営住宅があるけど、まあ、入居できないとか、希望どおりとかいろんな話が出てるのは皆さんご存じのとおりだと思います。で、町営住宅の一般の、あのう、まあ、公営住宅法に基づくものについては所得制限があります。ただ、入るときは条件が満たしてても、年数が経てば給料が上、上がれば当然その所得制限を超えてくるわけですし、超えてきた人っていうのは収入超過者っていう言い方、あのう、認定であったり、高額所得者ってことで認定をして、町として対応するんだと思いますが、その運営についてまず、あのう、町営住宅、その公営住宅法に基づく中で収入超過者がどの程度いるのか、で、高額所得者がどの程度いるのか、で後その中に町職員が含まれているか、含まれていないかそれぞれ人数を教えてください。

●森上建設課長(森上寿) 番外。

●議長(松本正) 森上建設課長

●森上建設課長(森上寿) ええと、町営住宅における、まあ、収入超過者と高額所得者の人数ということと、その状、状況ということでございますが、ええと、町営住宅の、まあ、公営住宅法に載っております、あのう、住宅の管理であります、収入超過者及び高額所得者の入居人数についてでございます。平成24年6月昨日現在でございますが、町営住宅の公営住宅分の管理戸数が380戸ございます。その内収入超過者が49戸でございます。更に、高額所得者が2戸でございます。で、その中に町職員が、まあ、含まれておるかということでございますが、収入超過者の方に対しましては49戸中5戸、入居しております。高額所得者におきましては、2戸の内1戸であります、まあ、これは、あのう、1名、あのう、借り主ではございません。あのう、同居人でありまして、まあ、あのう、その世帯として高額所得者の対象になっておるということでございます。で、収入超過者及び、まあ、高額、高額所得者への対応でございますが、まあ、毎年、あのう、入居、入居者全員にですね、次年度の家賃を決定するために収入調査を行っております。その中で入居3年以上経過された方で収入基準を超えておられる方という扱い、まあ、いう方が、まあ、収入超過者という対象になるかと思います。ええと、高額所得者につきましては5年間入居しておられまして、その中でも引き続き2年間政令で定めます基準を超えている額を2年間続けておられる方が高額所得者の対象となります。家賃算定をして収入超過者と認定した方につきましては、割増賃料を加算しまして家賃の決定を行います。で、それで新年度の家賃を通知しております。そこで通知をした人の中にはですね、住宅の明け渡しを、まあ、努めていただくようお願いということを文言を入れておりまして、そのような通知で住宅の明け渡し努力を求めているところでございます。また高額所得者につきましては高額所得者として認定、まあ、された方につきましては、民間賃貸住宅の家賃と同等、同程度の家賃となる、あのう、これは公営住宅法で言っております近傍同種家賃という言い方をしておりますが、この近傍同種、近傍同種家賃を算定しまして、これを新年度の家賃として通知をしておるところでございます。その際に、高額所得者に対する町営住宅明け渡し請求書と、を送付しておりまして、この請求書によりまして、明け渡し、住宅を明け渡すよう請求しておるところでございます。以上、あのう、収入、収入超過者及び高額所得者に対する、まあ、現在の、まあ、管理状況ということでございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、公営住宅ですんで、入るときに所得制限があつて、ま

あ、それと所得制限だけじゃなくて、まあ、住宅に困窮してる事情、そういうので中で入居資格を持たれて、まあ、審査をして入られてるんだと思います。まあ、当然入ってる中で給料が上がって無事、無事っていうことはないんですけど、あのう、収入超過、まあ、なるってことはある意味安定した仕事に着かれて収入も上がっていくっていう意味では良いことなのかも知れないですし、まあ、収入超過者については明け渡し、まあ、できれば出て行くように努力してくださいっていうことなんだと思います。で、高額所得者になれば反対に、まあ、明け渡し請求ができるようになってます。で、できる限りや、やはり、まあ、安定した所得が得られるのであれば、その公営住宅から出て民間なり家を建てるなりしていただければ、また次の入居機会が広がるので良いのかなあとは思ってます。で、なかなか、まあ、高額所得だから明け渡し請求をするっていうのは難しいとは思いますが、まあ、反対に、あのう、収入超過者で、まあ、もう出て行ってもいい、何とかしなきゃいけないと思う人に対しては町は斡旋する義務がありますよね。で、あのう、出て行きたいんだけどって言ったたら、まあ、特公賃なり他の住宅を紹介するなり、優先的にやる義務がある。で、その、そういうのを経過しても、なおかつ高額であればもう明け渡し請求自体ができるようになっております。で、まあ、そういう中でいつも疑問は町職員が、この中に含まれていることについてどうなんだろうっていうのはあります。あのう、収入超過者の中にも町職員さんがおられる。高額所得者の中は、まあ、これは世帯主じゃあないということは、親と一緒に住んで、そのまま住んだ結果なのかも知れんけど、やっぱり高額所得、で、町としたら、それに対して明け渡し請求をしなきゃいけない立場の中で町職員が含まれるということはどうなのかなあっていう思いはあります。で、入居資格があるから入ら、入って来たんだけど、当然年数が経てば給料が上がるのは分かっているから収入超過なり高額になる、の中で、あのう、他県によっては県営住宅に、もう県職員は入っちゃ駄目ですよ、自粛してますということもあると思うんですけど、邑南町としては、町職員の入居について、公営住宅についてはその公営住宅法に基づくものについては自粛なり、制限してもいいのかなあという思いはあるんですけど、あのう、担当課としてはどのように考えておられますか。

●森上建設課長(森上寿) 番外。

●議長(松本正) 森上建設課長

●森上建設課長(森上寿) あのう、議員質問の、あのう、まあ、他県でのですね。あのう、町職員の、まあ、あのう、自粛とかいうところがあるという話、まあ、職員のですね、あのう、まあ、公営住宅への入居というのを自粛、あるということでございますが、あのう、まあ、県、まあ、いろいろ県とかですね、というのは県営の職員宿舍とかいうところ、まあ、その市によってもですね、職員宿舍というところを、まあ、構えておるところがあるかと思います。まあ、邑南町におきましてはですね、今の職員宿舍というところは町の中でのですね、そういうことはなかなか難しいと考えておりますので、まあ、邑南町の方でのですね、そういう公営住宅の中の、まあ、自粛の中で、まあ、今現在のところは難しいというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、今の答弁ちょっとおかしくないですか。あのう、要は突き詰めちゃうと、要は町営住宅は職員住宅の役割も兼ねてますよ、だから制限できませんというふうに聞こえるんです。ですよね。あのう、じゃあ職員住宅兼ねてるのであれば、ええと、ええと、町の、あのう、要は職員さんに対する給与の条例の中で職員手当の支給があると思うんですけど、町、あのう、

今職員、あのう、町営住宅に入っても、住居手当が出ておるんだと思います。ただ住居手当の項目では職員住宅には支払わないと書いてある。まあ、矛盾、要は町営住宅は職員住宅じゃあないから、入居、あのう、職員には住居手当が支払われてます。ただ入居に関しては町として職員住宅を維持、あのう、持ってないから町職員が町営住宅に入るのは問題ないですよ、制限してませんというふうに聞こえるんですけど、そういう運用をされてるということで解釈をしいていいですか。

●森上建設課長(森上寿) 番外。

●議長(松本正) 森上建設課長

●森上建設課長(森上寿) まあ、職員、職員のですね、まあ、住宅、まあ、公営住宅として、あのう、認めておるといってございませんですが、あのう、まあ、町の方では職員住宅等持っておりません。で、あのう、職員の住居手当等は当然支給されております。その中で職員の方になかなか、その住宅のですね、管理についての退去を申し述べるということはなかなか難しい状況にありますので、あのう、まあ、本当は民間住宅等へですね、まあ、転居いただくという形で、まあ、その進めていけばよろしいと思いますが、現在のところの公営住宅への、その、この入居を認めているという状況ではございませんですが、あのう、あくまでも職員と、あのう、民間の方々と同じ扱いをしてるところございませう。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、まあ、質問の通告は自粛したらどうですかという事で書いてました。で、まあ、それぞれやっぱり権利はありますし、入る時点で所得制限をクリアじゃないですけど、ちゃんと、あのう、条件を満たしたら、いれば誰でも入る権利があるから入っちゃあだめですよ、まあ、今入っている人に出てくださいとは、あのう、それは入る時の条件でそういうこと言っていないからいいんですけど、今からどうです、まあ、入っちゃあ駄目ですよとはいえないと思ってたんですけど、ずうっと考えてそれもやっぱり自分で違和感があります。で、何かって言うと結局公営住宅法の本来の趣旨は何であるのか、誰のために何のために要は町営住宅を建てているのかっていったときに、要は住宅に困窮する低額所得者に対してなんです。その中で町職員が低額所得者と言えるのかどうか、あのう、確かにある時点では住宅に入る権利、所得がその上がる前であれば、そういう権利はあると思います。ただ将来的に確実に所得も上がる一方で、要は公務員というのは住民の人達が考え方によっては雇って身分保障もきちっとして、仕事をしてくださってやってる以上、当然所得の保障もある、身分の保障もある、住居の手当も付く、で、扶養なりその親族に対する手当も付く、そういう中で町営住宅に入る必要があるのかどうか。十分民間の住宅に入っても大丈夫だと思いますし、家を建てようと思えば住宅ローンが借りれる、社会的な保障もある、で、空き家対策といういろんな話が、議会の中でも出ますけど、空き家を借りて直して住んでもいい。選択肢がたくさんある中で何で町営住宅に入らなきゃいけないんだろうと思うんです。入る権利自体が無いんじゃないかと思います。で、町長どう思われますかって、本来は聞こうと思ったんですけど、これ町長の考えを聞く以前の問題で、担当課としてやはり趣旨からしたら、職員が入ること自体がどうなのか、で、入居に対しては手続きが当然ある中で、あのう、町の方で町営住宅の管理の条例を作っておられると思います。で、抽選になったら、無作為で抽選じゃなくてその前にやっぱり困窮度合いによって抽選に掛ける、か、掛ける、掛けないかの選択肢もいろいろあるんだと思います。それらをすべてクリアして今の方が入っているかどうかと言えるかどうかという部分もある中で、結果として町職員が低額所得者で入る資格があるのかどうかって、考

えたときに自粛だとか町長の判断でじゃなくて、もう担当課の中で、運用じゃあなくて本来の趣旨に戻ったときに、どこにも駄目とは書いてないけど、造る段階でまさか公務員のためということは誰も思っていないわけだと思います。で、そういう判断からしたときに職員が入る資格があるのかどうか、資格問題から、職員住宅して、云々じゃなくて資格問題からしておかしいんじゃないかなと思うんですけど、そういう、まあ、どう思われますかっていうよりは、そういう議論をされたり、考えたことがありますか。またどう思われますか。何かあったら担当課でお願いします。

●森上建設課長(森上寿) 番外。

●議長(松本正) 森上建設課長

●森上建設課長(森上寿) ええと、職員に、まあ、公営住宅の方に、まあ、権利、まあ、資格があるかというところの、まあ、ことでございますが、あのう、始めに申しましたように、あのう、公営住宅の収入制限と、まあ、ありまして、それによって更に、まあ、その住宅の入るための困窮状況というのは当然、まあ、審査しております。まあ、その段階で、まあ、町職員において、まあ、その困窮状況が、まあ、その、まあ、課の中で、まずその段階での、まらたわ、次の、まあ、建築を、なさい、まあ、民間の、あのう、住宅の方に、まあ、する、なさいというところは申し込みを受けた状況、のうちの建、建設課としての判断はですね、なかなかそこところは難しいと思います。あのう、他の方々と同じ扱いにさしておる、しておると、とこ、ござい、ございますので、現在のところ、そこ、そこで職員と、あのう、その方、その他の方々と、もう区別ということはでき、できないというふうに思っております。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) まあ、あのう、ある時点で確かに困窮してる条件には満たすけど、将来明らかにそっからそれ以上になるのは分かってるわけで、まあ、じつ、実際に、あのう、町職員が何戸、何人入ってますかは聞いてなかったんですけど、まあ、何件かある中で収入超過者が現在でも5戸ある、で、現在収入超過者っていうのは恐らく、ええっと、入居3年以上でっていうことなんです、あのう、まあ、あのう、町営住宅の、あのう、家賃の考え方がある、公営住宅法が変わりましたんで、あのう、平成21年から、20年までに入った方が対象なんだと思います。あのう、3年間入っててということになると、で、その3年前の条件っていうのは所得が20万以上なんですね。で、今はそれが15万8千円になっとるわけです。だから今から今度は、まあ、入れないのか入る条件があっても明らかに即収入超過者になって行く中で、ほんとにこの運用でいいのかっていう部分はもう一度、あのう、検討してみられるといいと思います。で、改めて、まあ、その他で、あのう、町の中で管理する住宅は、ええと、特公賃と呼ばれるもの、若者定住住宅というのがあると思います。で、それぞれは、あのう、所得制限とか、まあ、特公賃というのはある、15万8千円以上ですよって今やってるんで、当然町職員が入られることについては問題はないと思います。ただ、まあ、それぞれの職員の立場、町の立場として、民間の人の、一般の人のその入居機会を拡大、まあ、制、制限しないとかいう意味では入ったとしても3年なり、5年を目安に出てくださいねっていう申し合わせなり、考えがあってもいいと思うんです。で、今例えば、あのう、一般の町営住宅に入って年数が来たりして、あのう、今収入超過者なり、高額所得者なってる人がいるんで、ですと当然家賃も高い家賃を請求しとると思うんです。で、そういう人達の特公賃に移ればもっと安い家賃で堂々と入とられるのかも知れない。けど、そこにまた町職員がいたり、なかなか空きがないとそういうこともできない。であればやはりその一般の町民のため、いろんな施策上のこと考えれ

ば、公営住宅は極力、その、まあ、公営住宅法に基づくもの自体が入る権利があるかどうかという疑問は僕は持ってます。で、それ以外については入る権利があったとしても、町民の皆さんの、あのう、入居機会を奪わない、あと町職員としたら家賃を納めてください、納、あのう、税金を納めてくださいという立場である以上は納税義務も、しっかり持ってもらう立、立場上のことを考えても自粛されるなんらかのことを考えるべきだと思います。で、本来はこれ、町長が答えてっていうよりは職員の組合なり、皆さんで考えてもらうのが一番だとは思いますが、まあ、解釈としていろんなことがありますんで、町長の方から一言そのどういうふうに思われるか、お願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) この問題については私が町長になってから初めてご質問いただく新たな問題提起だろうというふうに思って、私自身も随分、まあ、考えさせられたわけでありまして、で、まあ、あのう、町民感情から言えば、大屋議員のおっしゃっているようなことは時々やっぱり聞くわけでありまして、やっぱり町営住宅っていうのは低所得者の方々が入る住宅でありますから、それはやっぱり第一に考える必要があろうかと思います。で、まあ、現にそうやって、高額所得者の形で入ってる町営住宅の職員もおるわけでありまして、やっぱり今一步、やっぱり指導なり、これはもう本来なら出て行かなきゃならんわけで、ということは、やっぱりやっていかなきゃならん問題かなあというふうに、まあ、思っております。まあ、そういったところも含めてですね、少し、せっかくの問題提起でありますから、研究をさしていただいて、できるなら、まあ、一定の結論を今後得ていきたいなあと、まあ、いうふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、自分自身も質問であげとき、中でどういうあり方がほんとにいいのかって、まあ、当初の思いと最終的には入居自体が、資格があるかっていうとこまでいったわけですけど、やはり、あのう、問題提起何点かできたと思います。あのう、しっかり、あのう、考えていただいて、まあ、あのう、今入ってる人がいい、悪いっていう議論じゃあないです。町職員さん。やっぱり町として考えたり、職員として考えてみんなでこうしようというのをを出していただければなあと思います。で、続いて、あのう、最後の質問の、あのう、町内の商工業の振興について聞きたいと思います。で、あのう、時間の関係もあるんですが、あのう、まあ、町としていろいろ商工業振興してる中で、あのう、ほんとに今既存のお店なり、その建築業なりの人達が十分支援ができていっているかどうかという部分に疑問を持ってました。まあ、仕事が有る無しから始まった中でやっぱり町内のその既存のお店なりが、頑張ればそれなりの仕事なり給料が出せるんだと思うんですけど、なかなかそこまで手が届いてるか、頑張れているんだろうかっていうのが始まりです。で、あのう、今回、あのう、国保の、国保税の算定においても、あのう、課税所得に対して国保税が掛かるわけですけど、まあ、単純に考えれば自営業なり、年金なりの中で、あのう、地域で農業が基盤であるっていう以上、戸別所得補償が入っているから、上がったと思ったら、まあ、下がってた。で、下がった原因は、やはり、あのう、今まである程度の所得があった人達が大きく下がってるっていう分析があったです。で、ある程度所得があった人っていうのは国保の中では、まあ、農業者もあるかも、あるでしょうし、中小、あのう、個人のお店の人、個人事業主っていう方もあると思います。でそういう人達のやっぱり所得が下がったからっていう、全体が下がったんじゃない

ないかなあという思いも持ってます。で、そん中で、まあ、実際僕らは、あのう、町内の商工業者の数が減ってるとか金額が下がってそのとおり、まあ、なかなか厳しいんですよ、いや反対に上がってますよっていう話なのかそのへんがちょっと分からないんです。で、あのう、そういう町内の商工業者の動向とあわせてそういう中で町としてどういう分析をして、じゃあどういう振興策をしなければいけないっていうふうに思われるか、あのう、通告は2点ありますけど、あわせて聞きます。お願いします。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(松本正) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 失礼いたします。まず、あのう、町内の商工業者数、販売額などの推移とその現状についてということでございますが、まず町内の商工業者数の推移についてでございます。これは、あのう、県の統計調査課の商業統計調査報告書によりますと、平成16年度においては町内の事業所数は233、販売額は98億円余りでございます。これが19年度になりますと、事業所数は220、販売額は91億円余りとなっております。3年間で事業所数は13、販売額は7億円余り減少しております。また町内での購買額の推移についての数値としましては、島根県商工会連合会が平成22年度に地元購買率についての調査を実施しておりますが、その調査によりますと、地元購買率、いわゆる地元でこう、買われる率ですね、地元の購買の率で申しあげますと、石見地域が60.8%、瑞穂地域が37.9%、羽須美地域が25.8%となっております。この調査は3年ごとに行われるものでございますので、前回の平成19年度調査に比べますと、それぞれ減少しております。石見地域におきましては1.6%、瑞穂地域は3.3%、羽須美地域は8.8%の減ということになっております。まあ、邑南町全体としては地元購買率が下がってきていることが伺えます。また高齢化の進展や人口の減少から市場の縮小や消費人口の減少もあって経営的に厳しい状況も見受けられるようでございます。町としましても、まあ、少しでも地元での購買力の増加につながるような対策を講じることが必要というふうに認識をしております。それから2点目の、まあ、町内の商工業者の振興のためにどのような、まあ、施策を行っているかということでございますが、まあ、町としましては、平成21年度から中小企業者への緊急融資補助金という要綱を制定をいたしまして、まあ、該当する町内の中小企業の方に最大で5万円の補助を行ってきておりまして、今年度も予算化をしております引き続き実施をさせていただきます。それから町の方も助成をさせていただきましたが、昨年町内の加盟店で利用できるポイントカード、おおなんさくらカードが発行されました。現在のところ8千900人余りの方が登録をいただいております。これは、まあ、町内の商店の売り上げ増につながっているというふうに考えております。また、あのう、島根県の、まあ、補助事業、単独の補助事業としましては、中山間地域において住民生活に必要な商業機能を確保するとともに、快適な買い物環境の創出による地域経済の活性化を推進することなどを目的に地域商業活性化支援事業というのが整備されております。まあ、地元の商工業者の皆さんにもこの制度のさらなる周知を図ってですね、有効に活用いただければというふうに考えております。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、町内の動向自体は厳しい中で、あのう、分析としたり地元での購買力の向上が必要っていうことがあったと思います。あのう、まあ、なかなか地元での購買率っていうのが年々下がってきてる、まあ、外に出る、ネット通販いろいろあるんだと思います。で、

まあ、お店なり既存のところが頑張ればいいわけですし、そういう、まあ、補助金もあるんだからそれぞれ頑張ってくださいねっていう部分はあると思うけど、お店自体は、まあ、なかなか外に売ること、売りに行くことはできないとか、店を変えていい場所にいくことができない、その地元でやっぱりある程度役割を果たさなきゃいけないという責任感の中でやっとならるんだと思います。あのう、モチベーションさえしっかり高まる何かをしてあげれば、その売り上げ云々じゃあない部分っていうのはじく、あのう、個人事業主さんっていうのはあるんだと思ってます。で、ずうっとそんなこと単純に考えてた中で例えば、まあ、商工会も何でしないんだろうなと思うんだけど、6月とか12月ってのはボーナス月であれば、商工会が町の職員組合なり、なんなりにボーナス月で、ですんで、なるべく、その町内で物を買うように努力してください、協力してくださいという文書ぐらい出せばいいのになっていう思うときもあつたんですけど、それから発展し、してくると反対にその補助金云々というのはあるんだけど、まあ、皆さん頑張ってるね少しでもできる範囲で応援するからねっていう意味で、その、まあ、町長がっていうとおかしくなりますけど担当課なりから、その町の商、あのう、商工会の商品券というのがありますよね、半年期限で。で、そういうのを、まあ、職員さんに斡旋して、で、これは明らかに町内で消費されるものですんで、一人1万円ずつ買っていていただくと職員さんが200人おれば200万、ただ今までの普通の買い物が現金であつて払ったのが商品券に変わるだけっていう分析もあるかも知れないけど、気持ちとしたらやっぱり嬉しいし、使ってもらえればなるべく地元で、で、男の人は特にそういうのを持つと、まあ、ついでだけえ、本でも、あのう、何かを買いに行ったついでにどうせ商品券を出して、まあ、おつりええけ、もう足してでも何か買おうとか、そうちょっとした気持ちが違うんだと思うんです。で、その、まあ、地元で買う買わないいろんな中でやっぱり地元に大事にしよう、そういうのが必要だよって思って頑張ってくれてるっていうのがあることによって、あのう、頑張ろう、じゃあ次に補助金があればそういうところに、を使つても何かしようっていう発想になると思うんですけど、まあ、単純に思えば商品券買ったりするのもいいのかなとも思いますし、その、まあ、買い物環境整備っていう中で、あのう、町外の業者さんは熱心にセールスに来られるところが多いです。で、まあ、そういう人を持つてるとこは大手はできますけど、町内のじゃあ、お店なり工務店さんが細めに歩いてできるかというところできないのであれば、例えばそれぞれの地域で、その、まあ、県の方で買い物環境整備の事業があると言われたけど同じかどうか分かんないですけど、例えば公民館単位、公民館単位ぐらいで出張販売所を設けて町内の商工業者さん、でれる人は出てくださいねって、いついつこう出張販売所開設しますよ、あのう、っていうのもいいかも知れない。で、高齢者の方って必ずしも購買意欲がなくてお金、お金がないっていう方ないんですけど、そう、で、購買、その意欲が低いわけじゃなくて、まあ、なかなかお金を使う場所がなかったり、楽しく使える場所がないから、使わないだけかもしれない。まあ、そういう買い物機会を増やすことによって消費を高める努力なり、で、まあ、さくらカードにしても、ただ今はポイントが貯まってそれが買えるだけだけど、まあ、男の人は持つてるか持つてないかっていう人も多いんだと思います。例えば法律、法律上できるかどうか別ですけど、そのポイントをどうせ、ええと千200円ぐらい買い物しても10ポイント付くか付かない。10ポイント、なかなか男の人は貯まんないから、ちょっと貯まったときにこれもう、まあ、カードありますかっていうと、いいですわと言う人もおれると思うんです。じゃそのポイントどこへいくのかなあと思うんだけど、例えばもう町であればその邑智病院が大事だとか、矢上高校の振興だとか、あのう、久喜大森銀山って言ってるのであれば、そういうところにこうそのポイントが寄付する仕組みがあればじゃあ町内でぼくら一生懸命買ったやつが、ポイントが、まあ、

そういうところへ行くのであればなるべく買おう。で、よそから返って、盆正月に帰って来た人が、その、まあ、できるだけ地元で買えば、買ったポイントは自分に付かなくても町の振興に成り立つのであれば少しでも買い物して帰ろって思う気持ちで、その金額としたら微々たるもんかも知れないけど、何かみんなが頑張ろうっていう仕組みが作れないのかなあと思うんです。で、まあ、そういう考えを持ったんですけど、まあ、どうですかっていう聞き方と担当課であればそのぐらい考えたけど、こうこうで駄目なんだわ、効果ないわっていう、そのぐらい思うわっていう返事なのか分かんないんですけど、まあ、ちょっと提案して、としてそういうことも考えたらどうかなと思いますが、どう思われますか。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(松本正) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 商品券のことでありますとか、出張販売所それからさくらカードのこといろいろご提言いただきました。あのう、今、あのう、商工観光課としまして、今ご提言いただいたことなんですが、全てを議論しているわけではございません。今おっしゃっていただいたことにつきましては、まあ、特に商品券につきましては、商工会の方にお問い合わせしましても、売り上げは非常に伸びているということを聞いております。で、更なる売り上げを図るために商工観光としてもどうしようかなということは話をしております中で、先ほどご提言いただいたことは私としてはヒント、大きなヒントになることだなあというふうに思っております。それから、まあ、さくらカードの利用方法と言いますか、いろんな利用の仕方というのは商工会と商工観光の方でも協議しておりますし、実は、あのう、役場の中の、課の中でも利用方法については検討しております。まあ、あのう、ポイントを寄付するということでの議論はあまりしておりませんが、いわゆるそれを買う物だけではなくて他のことにも当然利用できるカードでございますので、そのへんのことにつきましては、あのう、今議論始めているところです。で、まあ、いずれにしましても、あのう、今議員さんからご提案いただいたこと、あのう、課内でありますとか、まあ、商工会、それから町内の商工業者さんとも、あのう、協議をしていろいろと検討して町内消費に結びつくようにしたいというふうに考えております。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(松本正) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、まあ、何らかの形なりいろいろなことを考えていただければと思います。あのう、なかなか、あのう、農業振興なり、商工業の振興というときに、補助金やったりこういういろいろやったり、今であれば商工業連携であるとか、A級グルメで味蔵であるとか、例えば、あのう、道の駅をつくったり、その農業振興商工業の振興とはいうものの、やっぱり補助金入れてポンとやってそれが全てではなくて反対にそれが地域の人を圧迫するときもあるし、なかなかその地域の住民の理解を得られないこともあるし、手が届かない部分もある。ただやっぱり、その手が届かない部分であってもそれぞれの、まあ、農業者なり商工業者がいかにモチベーションを持ってやる気をもって続けてもらえるかっていうのが一番大事なんだと思います。で、モチベーション持つのは必ずしも補助金をあげますよとか何かして上げますよだけじゃなくて、応、まあ、応援する気持ちだけでも全然違うんだと思います。で、今日は、まあ、一応そういう思いの中で質問をやったつもりです。あのう、町職員が町営住宅に入るのはどうかっていうときに、やっぱり町民の、そのここで頑張ろうというモチベーションに対してどうなのか、やっぱり町職員も頑張っ、やるべきことはしますよ、応援すべきことはします。その補助金がなければ違う方法も考えますっていう姿

勢が大事なんだと思います。あのう、やっぱり今景気が悪くて厳しくて納、あのう、滞納なり税金がきちんと納まらない部分はあるけれど、それは景気が悪くて収入がなくて少ないのか、それともやっぱり納税意識の問題っていう部分はあると思います。そういう意味でもやっぱり町も頑張りますっていう姿勢を示さないと、住民の理解は得られないんだと思ってます。あのう、お金を出してくださいっていうのが全てじゃあないんですで、やれる中でしっかり考えてやっていただきたいと思います。これで今回の質問は終わります。ありがとうございました。

- 議長(松本正) 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩には入らせていただきます。再開は10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時31分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

- 議長(松本正) 再開をいたします。続きまして通告順位第6号辰田議員登壇をお願いします。

- 辰田議員(辰田直久) はい、議長。

- 議長(松本正) 7番辰田議員。

- 辰田議員(辰田直久) 7番辰田でございます。私は今回3点を通告しております。まず1点目に、子育て村らしい教育環境のあり方について。二つ目に断魚溪の整備について。三つ目に自然再生エネルギーの活用について以上順次質問をさせていただきますと思います。まず最初に、子育て村らしい教育環境のあり方についてをお伺いいたします。IUターンを含めました定住対策、出生率こう、上昇のための環境整備、保健医療の充実など日本一の子育て村をめざす支援施策が数多く設けられているのはご承知のとおりでございます。しかしそのような直で、直接的なものばかりでなく家族や地域とともに協調し合いながら成長する子ども達を育てるためにも本町の特色を更に生かした取り組みも必要と考えます。そこで名実ともに、日本一となれるような町独自の社会教育も含めた教育を推進するべく次の点についてお伺いをいたします。まず最初に、まず、あのう、本町の子どもの成長の基礎となります学力、体力、生活面などの最近の傾向がどのようなものが見られるかをお伺いしたいと思います。

- 田中学校教育課長(田中節也) 番外。

- 議長(松本正) 田中学校教育課長。

- 田中学校教育課長(田中節也) まず、学力、体力、生活面等からの子どもの傾向について、ご答弁いたします。先日、あのう、県の方では学力調査の24年度の結果を公表されたわけですが、本町におきましてまだその町の分析はまだできておりませんので23年度のデータを元に、ご答弁させていただきますと思います。学力面、生活面につきましては、小学校4年生から6年生まで、それと中学校の全学年を対象に実施されております学力調査の結果、それと体力面につきましては、全学年を対象に実施されております体力、運動能力等の調査、いずれも23年度の結果を踏まえましての答弁となりますが、各年、各学年ごとにおきまして、その調査項目ごとでの集計となつての数値でございますので、個々の数値には、あのう、高い低いというばらつきが非常にあります。そういった面から一概に断定的な分析ということは非常に難しい状況であります。あくまでも平均的な数値を基にしておりますので、あらかじめお断りしておきたいと存じます。まず学力面についてでございますが、小学校では調査対象の国語、算数、社会、理科。この4教科の各教科におきまして、まあ、一部では県平均を上回る項目もございますが、全般的には平均、県平均を少し下回るというような結果となっているのが現状でございます。また中学校におきましては国語、社会、数学、理科、それに英語、この5教科が調査対象になっております。ここも全般的には県平均ないし若干

下回る結果であります。その中でも英語の教科がですね、他の教科と比べて少し差が大きいという傾向にあるのが現状でございます。続いて体力面でございますけども、これも全体的には県平均と同等ないしは少し上回っておるという傾向にございます。一部では柔軟性や瞬発力、こういった項目に若干課題があるという結果も出ております。最後に生活面でございますけども、マイナス面として、いたしましては、家庭学習の時間が少ない、反面、テレビの視聴時間が長いということとか、朝食を毎日摂る割合が減ってきているという傾向となっております。まあ、一方プラス面でございますけども、分からないことは自分で答える、答えを見つけるまで勉強するという、いわゆる向上心でありますとか、挑戦心あるいは家の手伝いをするといったこと、それから地域行事への参加率が高いといった傾向が、本町には表れていると思っております。以上でございます。

●辰田議員(辰田直久) はい。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) 今課長の方からその最近の傾向について、お伺いいたしたところですが、まあ、あのう、大体、平均前後の様子であるという本町の状況が分かりましたが、まあ、あのう、体力、学力の面につきましてはやはりそれぞれ個人差も出てくるのも当然なことであります。まあ、生活面につきましては、周りの環境ややっぱり、教諭するものの影響、いろんなことで、変化があるものだと思いますが、まあ、体力の面で言いますと、私時々、あのう、小学校さんのスポ少の野球とか、まあ、この前ですと中学校の総体の模様を見に行ったわけですが、まあ、郡内が主ですが、まあ、特に郡外に出たときも思うわけですが、本町の子どもさんはどちらからというと細身というか体力的に、あのう、大きいお子さんが少ないように思います。まあ、特に私、野球の方をよく見ておりますのでその点で、まあ、身長とか、腕の太さとかいろんなところを見たときに、まあ、そういったところが伺われるわけでございますが、まあ、その点はトレーニングの方法とか、まあ、いろいろあるんじゃないかということで、判断をして、まあ、これもそういった個人の差とか、まあ、そういった環境整備によって、少しでもそういった野球なら野球、バレーならバレーの技術が向上していくんじゃないかと思っている次第でございますが、まあ、特にここで子育て村らしい教育環境と私がお聞きをいたしましたのは、まあ、生活面等で、最近見られる傾向を私なりに思い、その点を町全体また教育関係者の中で改善できる点はないだろうかということで、2、3質問をさせていただきたいと思いますが、大体、あのう、本町のお子さんは挨拶がよくできるということでも結構言われておったわけですが、しかしながら最近はその挨拶の度合いが、私は少なくなっているように思いますし、登下校の状況も左右両方に分かれて道路を登校している生徒もよく見ます。まあ、その点については当然のことですので、学校そいから地域の方も逆に子どもさんにおはようとかおかえりなさいとか言って言われる方もおりますし、そういった道路の関係の危険なことも注意をされておるわけですが、まあ、その点、あのう、学校に入ることも私時々、中学校ですがあるんですが、その傾向も以前より、あのう、暗い感じがしますし、あのう、私は、まあ、普段は学校にいないものですので、遠慮とか、まあ、そういった恥ずかしい点とかいう点があるから割り引いて考えてもここ数年だんだんそういった笑顔とか挨拶とかいうことができてないように思います。それと同時に教員の皆さんも同じような私は現象が出て来ているように思っております。それは私が肌で感じたことで、まあ、他のいろんな方はそんなことはないだろうと言われる方もおられるかも知れませんが、みんなその点が子どもさんにも影響したり、いろいろあるんじゃないかと思います。まあ、私どもが子どものころは、叱られれば、あんたが悪いだけえとかいうて親から諭されとった時代ですが、今はなかなか聞きますと学校のせいになったり、家庭のせいになったり、いろ

んな、まあ、なすり合いという言い方はおかしいかも知れませんが、そういう状況が見られる中で、まあ、子どもさんも迷われるところもあるし、良いことと悪いことの判断がなかなかついてないんじゃないかというような点も見られるわけです。まあ、その点について、生活面では本町はどういった視点で捉え、どういった指導をしておられるか、まあ、その点についてお聞きしたいと思います。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 挨拶がだんだん最近少なくなっているという印象をお持ちのようでございます。あのう、挨拶につきましてはですね、各学校でも挨拶運動でありますとか、振る舞い向上と言って、まあ、立ち振る舞いのことなんですけども、振る舞い向上の授業も、あのう、各学校で取り上げてやっておるところでございます。それから先般学校訪問をいたしましたときに、まあ、他町から赴任して来られた先生方の意見、感想等もお聞きしたんですけども、まあ、その中では本町の子ども達は非常に挨拶をよくするというふうな感想をお持ちの先生もいらっしゃいました。また、あのう、教職員の挨拶の方も多少指導をというようなことでもございますけども、これもそういったことにつきましては、また学校の方にも話をして、子ども達と一緒にその挨拶運動の展開をですね、更に広げていっていただきたいということを申しあげたいと思っております。以上でございます。

●辰田議員(辰田直久) はい。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、主に挨拶のことを言いましたが、まあ、いろいろと他にもありますが、挨拶というのは皆が、さんがご承知のように基本でございますのでそこがやっぱり、できるということは、その後にいろいろとつながっていくんではないかという点もありまして、挨拶ということが最近、疎かになってきてはいないかということを提議させていただいたわけです。それは来られた方はもともと、あのう、赴任されとった、まあ、教員の方で言えば、その学校から言えば、この邑南町の学校はできると判断すればできるなあということもあるわけですが、地元におる者からすれば以前よりは少しずつ落ちてはいないかという観点で申しあげたので、その点をできるだけ注意を払っていただければと思います。それでは、あのう、二つ目に入りたいと思いますが、町独自の学習といえるいろんな、まあ、教えと言いますか、カリキュラムがあると思いますが、その現状と効果についてお伺いをいたしたいと思います。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 町独自の学習カリキュラムの現状と効果ということでございますけども、今年度の学校教育課としての重点目標といたしましては、これからの邑南町を担う人材を育成するためのいわゆる日本一の子育て村に相応しい教育、こういったものを推進を目標に計画をしているところでございます。まず、子どもたちに学ぶ目的を持たせ、将来この町に暮らすことを選んでくれると、そういったことを求めるために、ふるさとの良さを知り、この町に誇りが持てることが大切なことと感じております。将来の自分を考えるきっかけとして取り組んでおります夢響き合い塾、これを通じまして、子どもたちがふるさとづくりへ夢を持ってくれることを期待しているところでございます。続きに、次に学力向上の取り組みでございますが、モデル校を指定しまして学び合いの授業づくりというものを展開しております。子どもたちが自ら問える習慣を身につける

とともに教師の指導力アップも図ってまいりたいと思います。また同時に国語、数学、英語、この教科の指導力を高める研修を重点的に計画しております。効果という点では現段階ではこの個々の施策ごとにでます。はっきりとしたものが見いだせない状況ではございますけども、図書に利用につきましては、学校図書館図書司書とコーディネーターの配置をしとることによりまして、子どもたちの図書利用は各校とも大幅に、各校とも大幅に増加している状況があります。今年度からは新たに、本を読むだけでなく本を使って自ら調べるという力をつけるための、調べる学習作品展というものを実施して一層の学校での図書利用が図れるものと考えております。以上でございます。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、あのう、本町のそういった独自とも言える学習についての説明がありました。まあ、特に本町は、読書に力を入れておられまして、いろいろな、まあ、表彰も受けられたり、それから図書館も他町と比べればかなり充実しているものだと私は思っております。まあ、そういったものはその自治体、自治体で、いろんな、まあ、環境もあれば力を入れる点、それと、まあ、それは今課長が言われたことについては、全国それぞれの地域で、ある程度推進できるような施策であるのも事実だと思います。まあ、あのう、ここで本町、まあ、独自と言いますと、もう一つの観点から言いますと、例えば今安心安全が叫ばれている中、例えば、東北の大震災があった後、海に面している学校等では、津波に対する警戒、そして起きたときにはどうしたらいいかというような、まあ、防災的な訓練というか学習、それからそういった災、被災に負われた方のその後とか困っているところ、助けてあげなければいけないとかいった、そういった社会的な勉強されるところ、たくさんあると思います。その中では本町のこの状況を見たときに、まあ、例えば熊が出たとか、まあ、スズメバチが盛んに動いて危ない時期、それからマムシもあります。そして交通安全に関しても危険な、そういった区域、自然災害の、が起きそうなどもたくさんあるわけですが、まあ、そういったところを登下校される中で、子どもさんにそういった注意点をされているかどうか、これも学習でない一つの大切な教育だと思いますし、これは、その、まあ、蛇は蛇、で普通の蛇もおれば、そういった毒を持った蛇もおるわけですが、これ平気で中には、あのう、しっぽを捕まえておるような子どもさんも見たことがあるわけですね。ほいでこれがマムシであるか普通の蛇であるかも分からない子どもさんも実際に、まあ、おられるわけですね。特に、都市部から来られた子どもさんとかいうのはあまり見たことがないので興味をもっとられるいろんな子どもさんもおられます。そういった面の学習といいますか、これがやっぱり子育ていうか、大事な、やっぱりこの地域でもそういった子どもを安全から守る意味でも必要なことではないかと思います。まあ、それと同時に、地域行事への参加を本町は、特にまた力を入れられておると思いますが、これも、あのう、中に同じ集落の方を不審者と間違えられた子どもさんもおられるような状況も聞きますし、やっぱりそれはコミュニケーションが、まだ足りないというところもあります。そして、あのう、後は子どもさんの活動状況や何かについては本町はケーブルテレビがございますので、保育所そして小学校等の活動状況がよく放映されております。その中でも子どもさんに質問をされる場面も結構あるわけですが、その質問についても、やはりこの行事、そういった、まあ、伝統行事もたくさんあると思うんですが、そういったとこで、その自分、子どもさんのね、その、しての役割とか将来に向けて、これをどうしよう、しなければいけないとか、どう思いますかみたいな質問をされないとか、せいかくのそのただの描写で終わってしまつては、その子どもさんを育てて行く面での教育にならないような気もするわけですが、まあ、多く今言いましたが、まあ、その点についての、まあ、社会

教育が主になるかとは思いますが、本町としての基本はどうであるか、お伺いをしたいと思います。

●**田中学校教育課長(田中節也)** 番外。

●**議長(松本正)** 田中学習教育課長。学校教育課長。

●**田中学校教育課長(田中節也)** 登下校の安全教育についての方、私の方から答弁したいと思いますけども、あのう、これまでも恒常的にですね、学校の方からはそれぞれ登下校の安全指導については通年取り組んでいるのが状況でございます。特に、あのう、この春ですね、あのう、ああした悲惨な事故を受けて頻繁に事故があつとるわけですが、その交通安全的な安全面、それから先ほど議員さん申されましたいわゆる危険か所ですね、こういったところ、それからスズメバチでありますとか熊という動物の危険、そういったものも含めましてですね、登下校の指導については各学校から取り組んでもらっているという状況でございます。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 番外。

●**議長(松本正)** 森岡生涯学習課長。

●**森岡生涯学習課長(森岡弘典)** 後段の部分で本町の子ども達は、あのう、地域行事に参加をする、よくするが、まあ、参加をしてみても地域の人をその不審者と間違えることがあるというようなお話をいただきました。こういう部分につきまして実は我々も今年の5月に社会教育委員の会というのを開きまして、その中でそういうお話を随分聞きました。地域にいながら地域の子どもが分からない大人、非常に多いです。同じ地域にいながら隣の、隣というと極端ですけど、集落の年配の方が分からない子ども達も非常に多い。まあ、地域に参加をする子どもが多いという傾向は確かにあると思いますけど、まあ、そういうふうな逆に今までなかった事実もあるわけでありまして、そういう中でいかに我々が取り組んでいくかっていうことは、まあ、まずその子どもがどうだという前に、まず大人の方からいろいろそのアクション起こしていき、いく必要があるんじゃないかというふうな議論もしたわけでございます。先ほど委員ご指摘の挨拶の問題も実は、その社会教育委員の会でも随分議論が出ました。その中で子ども達が挨拶しないんじゃないかというふうな意見も出たわけでありまして、いやそうじゃなくてその前にまず大人が子ども達にその挨拶をすべきだろうと、それをしないことにはやっぱりその挨拶運動というのはいくまいかなという話も出ましたので、まあ、そういうふうなことも今後やっていきたいというふうに思っております。それと先ほどケーブルテレビでのインタビューの方法はっというお話もございました。実はこれも5月のときに実は議論したわけでありまして、まあ、ケーブルテレビのインタビューというわけではありませんけど、イベントにせつかく子どもが参画をしてくれているのに、その子どももお客さんになってしまっていると、そのイベントが本人が参、参加をする意義というのは我々の方からちゃんと、子どもに伝えていく必要があるんじゃないかというふうな、あのう、ご指摘ございまして正に先ほど議員が言われたことの、そのとおりでございますので、まあ、今後そういうふうなことを我々の方も肝に銘じて社会教育を推進をしていきたいというふうに思っております。

●**辰田議員(辰田直久)** はい、議長。

●**議長(松本正)** 辰田議員。

●**辰田議員(辰田直久)** まあ、次、内容が、まあ、次の点の質問にも、半分入り込んでいる点もありますが、社会教育の中で、家族、地域を巻き込んだ子どもの育成のあり方についてをお伺いしたいと思います。その中で特に感じるのは最近、まあ、家庭でもですし、地域でもですが、子どもさんの中でリーダー的存在に、になる人材が、不足しているんじゃないかと思います。それは良いこと、悪いことというのは後で、いろいろと言われるわけですが、そのときの判断の中で、みんな

こうしようではないか、こうしなければいけないとかいうことが責任を持ってとか、ある程度指示できるような子どもさんが最近見られないような気がします。まあ、これもやはり、教える側そして、まあ、先輩である者たちが、もう少しそういった面を配慮してやるべき点もたくさんあるのではないかと思います。いろんな面で地域を、地域、家族を巻き込むためには保護者との連携や地域との一体感がなければ学校側も進めてそういった学習とか教えを進めていく以上難しいところもあると思いますが、まあ、そういった点を総合して、そういった家族、地域の中で子どもさんがいきいきと実力とか子どもらしさを発揮できるような場面をつくる想定を本町としてはどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 番外。

●議長(松本正) 森岡生涯学習課長。

●森岡生涯学習課長(森岡弘典) 社会教育の中で家族地域を巻き込んだ子どもの育成のあり方ということでございますけど、まあ、あのう、議員ご承知のように、まあ、現在の家庭、まあ、家庭はですね、子どもに、まあ、基本的な生活習慣や規範などを身につけさせ、心身の調和のとれた発達を促す、まあ、第一義的な、まあ、責任があるわけでありまして、近年、少子高齢化とか核家族化、また価値観の多様化等で、子供たちの置かれている立場も非常に厳しいものになってきております。また、あのう、地域におきましては今までその非常に強い絆で結ばれていたコミュニティという中で、まあ、人間関係もたいへん強かったわけでありまして、地域もだんだんそういう中でその子どもを育てていくという、まあ、地域力も低下しつつあるというのが現状でございます。まあ、社会教育といたしましても、そういうふうなもういっぺんその地域の教育力の再構築を押ししていくということが、まあ、課題になっております。まあ、そういう中で先ほど子どものリーダー云々の問題も、そのある意味その地域の教育力の低下に伴うものであるというふうに考えております。特に、まあ、あのう、子どものリーダーが出ないとか、まあ、指示できるそういうリーダー的子どもがいらないという部分は現在の子供達を見ますと、まずその非常に横の面でつながることがたいへん多ゆうございます。縦、まあ、少子化の中で先輩と後輩のつながりよりは少ない横の面でつながっていく、集まってみんなでゲームをするとかですね、そういうような非常に傾向が強いと思います。そういう中で、まあ、一つ役割として思いますのは、まあ、以前にもこれ議員にも、そのご質問いただいたことだと思うんですけど、まあ、地域の子供会の育成会とかですね、そういう部分が今後そういうところを再構築をしていくということがたいへん必要であると思うんですけど、現在邑南町に子供会が31あるというように我々は把握しておるんですけど、そういう中で学校、子ども安全会の保険に入られる子ども会というのは8団体しかございません。ということは後の団体はそういう保険に入っておられないということは、言い換えればその子ども会という組織はあるんですけど、活動が、まあ、あのう、低迷化しているというふうなことが考えられますので、そういう部分も我々は、まあ、青少年教育で言いますか、あのう、子どもの教育の中では今後の一つの大きな課題としてそういう再構築もしていかにやあいけないというふうに思っております。また教育委員会としましてはそういうこと全て、まあ、総合的に、まあ、考えましてですね、まあ、人とつながり、よりよく生きていくための力の育成をめざすことを理念に、あのう、基本理念として、まあ、様々な教育活動に取り組んでおります。特に社会教育の場合は、学びによる豊かな地域づくりをめざして、まあ、生涯学習推進計画等に基づき、まあ、いろいろ事業をしとる、おるわけでありまして、まあ、あのう、地域の大人が子ども達に様々なことを伝える、まあ、ふるさと教育であるとか、学校支援地域本部事業であるとか、まあ、親学プログラム、親学ファシリテーターを活

用した家庭教育の支援、また子育てネットワークの構築、放課後子ども教室等取組んでおるわけがあります。また、あのう、地域におきましては、地域ボランティア、あのう、たいへんいろいろなところで活躍をさせていただいております、まあ、あのう、特に子ども達への芸能の伝承という部分では非常に全町的に取り組んでいただいておりますし、先ほども議員おっしゃいましたけど、スポーツ少年団体のボランティアあたりはですね、様々な子供たちの健全育成に取り組んでいただいております。また、あのう、先ほど読書が出ましたけど、邑南町読書ボランティアの方も百数十人いらっしゃいまして、非常にボランティア活動も盛んでございます。そういうボランティア、ボランティアさんによる家庭、地域、学校における読書活動等も様々な形で取り組んでいただいております。まあ、これからはそのような様々な取り組みのネットワークを再構築をしてですね、地域また家庭の教育力の向上を図らいながら、日本一の子育て村をめざしていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) ええと、そんな中で、まあ、地域にどんどん子どもさんが出ていろんな活動、勉強していただくのには、やはり町の施策ばかりでなく、あのう、実際に子どもを持つ保護者がもっと真剣に考えて自分から率先してそういった行事に参加するということは子どもがやっぱり親の背中を見ておりますので、私も、僕も行ってみようとか、そこで学校では教えていない学習が私はできるじゃあないかと思えます。そういった面が精神的にもいろんな面で、強い子、そして社交的な子、いろんな子が育っていくような気がするわけです。そういった面が、いろんな施策で、人口と言いますか、まあ、ここに、ごじ、5月27日の山陰中央新報の中で4歳以下の人口が増えた地区というのが、邑南町で口羽が11名、中野が9名、出羽が6人と理由の増、増加の理由はUターンの増加ということで、その4歳以下の人口が増えた地域で、あのう、あのう、ベスト12、3あるわけで、その中にその3地区が、まあ、入、入っておるわけです。そいで増えておるということは喜ばしいことですし、町の施策がだんだん、あのう、生きてきたという面もあるわけですが、そんならせつかく子どもさんがそれだけ増えてきたなら、大きくなっていく家庭の中でやっぱりそういったこの地域の特色を生かした、私もよく言うんですが、日本一の子育て村じゃなくて日本一の子育つ村的な考え方もすれば、ほんとに日本一というのが当てはまるような子育て村となるんじゃないかと思う次第です。まあ、特に遠足等にコンビニの弁当を持たせるようなことだけはやっぱり親御さんも考えてやっていかないと、これは因果応報と言いますが、また子どもさんが同じことを繰り返すかも知れませんが、まあ、そういった細かいことでも少しずつ、他人はなかなか注意ができないところもあるかも知れませんが、そういった雰囲気を作り上げるのはやっぱり町全体、そして学校関係者そして地域の者がやっていくべきだと思いますので、その責任の部署部署で、ベストを尽くすべきだと私は考えておりますので、町当局の方もその点を配慮した上で、子どものことを考えていただきたいと思えます。そういたしますと、次の断魚溪の質問に入らせていただきたいと思えます。町の貴重な財産でもあります断魚溪を集客できる観光地としても歴史的な自然環境の保護を推進する上でも今後の取り組みは重要と考えます。そこで地元の活性化も含めた今後の整備計画についてお伺いをいたします。まず最初に、町としての断魚溪の位置づけと維持管理の状況についてお伺いをいたします。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(松本正) 日高商工観光課長。

●**日高商工観光課長(日高始)** 失礼いたします。まず断魚溪の位置づけと維持管理の状況ということについてでございますが、まず断魚溪、皆さんご存じのように、年間を通じて多くの観光客が訪れる貴重な観光地という認識を商工観光課でも持っております。断魚溪は国の名勝に指定されております。また県立自然公園、それから中国自然歩道のコースともなっております。町の魅力ある観光資源の一つで先ほど議員もおっしゃいました文化的遺産としても非常に価値があるという認識を持っております。続いて維持管理の状況についてでございますが、主な業、主な管理業務につきましては、地元であります断魚開発組合の方に業務を委託しております。断魚溪のツツジ公園、それから公園の公衆トイレ、深篠川のキャンプ場、まあ、そういった維持管理は断魚開発組合の方に業務を委託しております。まあ、一部電気代等の経費については町の方でも負担をいたしております。以上でございます。

●**辰田議員(辰田直久)** はい、議長。

●**議長(松本正)** 辰田議員。

●**辰田議員(辰田直久)** まあ、観光の観点から私が見た感じで言いますと、まあ、これといったイベントと言いますのは、地元の若い方々が年に1、2度、下のレストハウスの方で鮎のつかみ取りとかいろんな催し、そいで、まあ、今年は少し変わった催しも計画されているように聞きます。後は、夏のやっぱり水辺でございますので、すず、涼を求めに降りられる方、そして紅葉がきれいなところなので、その都度降りられたり、で、まあ、春は石見荘のところに、桜が満開になればかなり綺麗なところですのでそこで人が集まっている姿をよく見るわけでございます。そして管理につきましては、まあ、これも私がちょうどその付近を通りましたときに見たんですが、地元の方が清掃なり草刈り等を行っておられましたが、そのやっておられる皆さまの、を拝見いたしましてやはり高齢者の方がほとんどであったのも事実であります。そして今後この断魚溪をどういうふうに本町として活かしていく、そして、また今言われた歴史的な財産として保護していくというか、守って行く、そういった面では、やはり逆に言えばいろんな、多方面から人にたくさん来てもらうということを推進することが地元も張り合いますし、そうした高齢者の方もやりがいがある、若返りはかる、そしていろんな知恵を出して、町全体に波及していく効果もあるような気がするわけです。その点を見ますと、そのトンネルの前後に断魚溪という案内の看板は確かにございますが、広島方面からの看板は、深篠川のキャンプ場のところにありますが、これも断魚溪という色の、落ちて、白い看板に白い文字で断魚溪の型が残っており、そして川本方面からの同じ看板なんですが、見ますとちゃんと断魚溪という青い文字かなんかの、残っています。そしてトンネルの入る寸前のところに後でこさえたようなただ断魚溪と書いた縦の看板があるだけで、もうトンネルに入ってしまうともう分からない感じでもうあっと気付いたときには、通り過ぎてしまうような場所にありますので、そうした看板も、あまり要をなしていないような気もいたしました。まあ、そういったことは、後で、直せ、直したりいろいろとすれば、できることですので、小さいこととは言いませんが、改善できる点ではないかと思えます。他に、その石見荘という、まあ、旧町のも、持ちもの、今は社協さんが持っておられるかというように聞いておりますが、これも中身は利用されていなく、もうお風呂の方も改修費を掛けて直した経緯もありますし、前面にはかなりの台数が止めら、止められるアスファルト舗装した駐車場もあり、公衆トイレもあります。その点を考えますと、あとデイサービスをやっておられる建物がもう一つあ、ある、あるようなところでございますが、今、あのう、観光協会が今後どんどん活躍する場に出ていただくような施策がとられていくわけですが、観光協会の事務所をあそこに設けて、そういった本拠地として、いろんな面で活動する方法も一案あるような気

もしまし、それがまた断魚溪のやっぱり、生きた使い方にもなるような気もいたします。もちろん国や県にも相談をしなければいけない点もたくさんあると思いますが、下に降りる道路にしてもかなりの金額を掛けて道路も直しましたし、親水護岸といって、景勝地でございますのでコンクリートで護岸を改修するのでなく、岩に似せた方、あのう、方策で直されたという経緯もあります。そういったもの、千畳敷そういったものを見ていただくにはある程度の今後開発と言いますか、工事が必要となってくるように思いますし、やはり、あのう、宣伝もしなければ場所も分かり難い点がたくさんあると思います。まあ、そういった面で、今後開発していくのには、まあ、今年ちょうど島根県は、あのう、神々の国、神話博しまねということで各方面からたくさんのお入り込み客があるように思います。その点で言いますと、7月21日から11月11日がこの博覧会の期間でございます。まあ、夏の涼を求めるにしても秋の紅葉にしても、この断魚溪を知っていただくにはかなりの県外からのチャンスもあると思います。そういった面では本町もA級グルメ等の推進の中のパンフレット、チラシ等でこの断魚溪も特集を組むとか、その一部分に載せるとかして、やっぱり宣伝をする必要もあると思いますし、この断魚溪いろんな歴史があって、まあ、野田慎さんの書物等とか、そこから私どもが、広島等に出て、この断魚溪というのを知っとるかとか聞くときに、知らない、ただ断魚溪という文字を見て、魚を断るような溪谷なんですかとかいう、まあ、読んで字の如くのことを言われ、すごい滝のあるところですかとか、すごい岩のあるところでしょうねとかいう雰囲気は浮かぶわけです。しかしながら来てもらう方策をもっとやっぱり宣伝と、ある程度の背景がないと、今まで何年掛けてそういった議論もされてきているように思うわけですが、あまりにも、手つかず、ただ、ほったらかしになって汚れなければいい、というような管理を委託するだけではなく、もっとその一歩先を行って地域を盛り上げながらこの町の活性化にもつなげていくようなことをしていかないと、断魚溪は生きないような気がいたします。まあ、そういった面で、今後そういった整備開発の計画についてはどういった考えでおられるかお聞きしたいと思います。

●日高商工観光課長(日高始) 番外。

●議長(松本正) 日高商工観光課長。

●日高商工観光課長(日高始) 今後の、まあ、あのう、整備開発のことでございますが、まあ、先ほどいろいろご提言いただきました、まあ、あのう、案内看板のことですとか、石見荘のことですとか、また、あのう、観光協会の事務所というようなご提案もいただきました。まあ、あのう、案内看板等につきましては私の方も現場を確認したりということをしていただこうというふうに思っておりますし、まあ、あのう、いろいろご提言いただいたことにつきましては、あのう、課内でもいろいろ検討させていただきたいというふうに思っております。まあ、あのう、今後の整備開発ということになると思うんですが、あのう、まあ、地元の、断魚の地元の方がですね、非常に、あのう、熱心に、あのう、整備あるいはPRということには努めていただいております。先ほど、あのう、神々の国、国島根実行委員会、神々の国島根の話が出ましたけども、あのう、今年から特に、あのう、4月から観光ガイドということ、あのう、地元の方にも取り組んでいただいております、断魚来ていただいた方を、まあ、案内をするという、まあ、所要時間はいろいろ、まあ、120分コース、その他短いコースいろいろあるわけでございますが、やはり、あのう、ガイドさんについていただけて見ていただくというのは非常に、あのう、印象にも残りますし、来られて、まあ、体験型という形にもなろうかと思います。まあ、そういった形で今年は特に地元の方にも、取り組んでいただいております。まあ、今後もやはりこういった形で、断魚を、まあ、あのう、知っていただくこと、まあ、来られた方には知っていただくために、そういったこともさして

いただくことは続けていこうかと思えますし、やはり、あのう、PRということで言いますと、あのう、先ほどおっしゃられましたようにまだまだPRの部分が足りないというところもあるような認識を持っております。まあ、あのう、断魚だけを、その単体で捉えるということよりもですね、あのう、まあ、町内の滞在時間をやはり長くしていただく、まあ、商工観光としましては、邑南町内に長く、まあ、滞在していただくためには、その断魚溪プラス他の施設も組み合わせた、まあ、周遊ルートと言いますか、邑南町内を、まあ、見ていただくための一つに断魚溪もあるというような形で、まあ、あのう、組み合わせたルートづくりというのを今取り組んでみればどうかなということ考えております。まあ、そういった形で、少しでも断魚に来ていただく観光客の方、増えていただくような仕組みづくりが必要だというふうに思っております。まあ、あのう、具体的な、あのう、整備ということになりますと、あのう、先ほどおっしゃられましたように、国の名勝あるいは県立、県の自然公園ということになっておりますので、あのう、町だけの判断で、まあ、あのう、整備するということは、まあ、難しいことにはなりますが、まあ、国あるいは県それから、まあ、地元の皆さんの考えも聞かしていただきながら、今後協議をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

●辰田議員(辰田直久) 議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) はい、まあ、もちろん、あのう、断魚溪ばかりでなく、あのう、本町にはたくさん観光資源もあります。ただそういうルートを作られるのなら、その行ったときに分かりやすく看板も結構小さいし、遊歩道が何処にあるかも木々がたくさん生えておりますので、そういったものも整備していただく、まあ、とにかく誰もが1回行ってみて自分がどう感じるかいうところを見ていろんな意見を出し合ってやる、やるのが一番いいんじゃないかと思えます。まあ、この質問は私が地元の方々から頼まれたわけでもありませんし、地元の意向に沿ったものであるかどうか分かりませんが、まあ、これも私が行って見て感じたこと、こうあるべきではないかということ提案させていただいたわけでございます。町長さんも川本、松江方面に行かれることたくさんあると思うんですが、時間の余裕のあるときはトンネル、断魚トンネルを通らず、あそこを通ってみるようなことでね、またいろんなご意見や、あのう、やっぱり思いがあれば、地元の方もそれなりに何とかやっていかにゃいけない、またいい知恵があれば貸していただきたいというような盛り上がりがあるんじゃないかと思えますのでその点をよろしく願いを申しあげたいと思います。そういたすと、あと10分少々になりましたので、最後の質問に入らせていただきたいと思えます。自然エネルギー、自然再生エネルギーの活用についてでございます。この質問は今回かなりの議員さんが質問をされておりますので、私はその中でもその小水力発電についてを主にお聞きをしたいと思えます。東日本大震災の発生以来、原発の停止の影響もあり、再生エネルギーの活用議論が活発に行われるようになりました。本町において、議会、執行部ともに関連の視察を行うなど関心も高まってきていると思えます。そこで本町において再生可能エネルギーの導入に向けた、取り組みと可能性についてお伺いをいたしたいと思えます。まず最初に町の取り組み状況についてをお伺いしたいと思えますが、これは、まあ、昨日の議会等でもある程度聞いておりますので、特段の説明があれば課長の方からお願いいたしたいと思えます。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 番外。

●議長(松本正) 沖企画財政課長。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 自然再生可能エネルギーの活用ということでございますが、ええと昨日

の説明でもいろいろいたしました。基本的には、あのう、平成20年2月に策定しました、邑南町地域新エネルギービジョンに基づいて、あのう、ちょっとずつかも知れませんが、あのう、できる範囲で、あのう、取り組みを行っております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) 再生可能エネルギーの必要性というものはほんと昨年の大震災から急激にほんとうに高まってきて国県、そして本町もそれに対する補助金等の新設が行われてきておるわけでもあります。まあ、最近、あのう、それに伴って節電に対してすごく誰もがうるさくなったと言いますか、私どもも家でテレビをつけてチョロッとトイレに行っただけでも、テレビをつけて逃げるとかいうて叱られるような、そういうやっぱり地域を挙げてというか、もう個々がやっぱりそういった節電の、電気のありがたさにやっぱり気づいてきたんではないかと思います。確かに昔は裸電球1個で家全体を照らすような感じの雰囲気があったわけですが、今はどちらかといえば恵まれている点がたくさんあるように思います。まあ、その中で、町内でも、あのう、オール電化住宅、そして電気給湯器に替わっている家庭がたくさんあり、石油とかガスの需要が減ってきていることを承知しております。しかしながら、この電気も停電という、そういったことがおきますと、何にも役に立たないのも事実であります。まあ、そういった面では電気ばかり頼りすぎとってはまずいんではないかという点も浮上してきております。その点を考えますと、小水力の発電、これはこういったトンネルの多い地域そして河川も結構あります。水もある程度豊富なこういった地域にとっては、手っ取り早いと言いますか、小水力の発電を考えていくべきではないかと、まず考えていくべきではないかと私は個人の意見として持っております。たくさんエネルギー活用の事業があるわけですが、何かにとっかかってやっていこうという姿勢が見えないといろんな議論とか自分たちの意見がなかなか出てこないような気もいたします。まあ、その点、町の方の課長さんを中心にそういった研究部署も作られておるわけですが、これもまた民間の方とかそういった関係の事業者も入れた何か会議を持たれたりして、いろんな面で方向性を今後つけていくことも必要ではないかと思うわけですが、そういった意味で、この邑南町の地の利と言いますか、状況を把握した中で小水力発電の立地の可能性は、どのように捉えておられるか、お聞きしたいと思います。

●沖企画財政課長(沖幹雄) 番外。

●議長(松本正) 沖企画財政課長。

●沖企画財政課長(沖幹雄) まず、あのう、小水力発電の種類について、あのう、申しあげておきたいと思います。小水力発電と言っていますが、あのう、その出力規模で小水力とかミニ水力とかマイクロ水力というような分類がされておまして、その発電量は大きいもので数千KW、小さいものですと数十KWとか、あるいは数ワットというような幅があって、大きな差がございます。その差というのが、それぞれ用途にも影響してきまして、大きいものは売電目的、電力会社に電気を売って利益を得ることだけを目的とするもの。それから小さいものは、あのう、自分の家庭で使う電気の一部を賄う、あるいは外灯の電気を賄うだけといったも、ものまで大きい差がございます。で、立地可能性ということで、今、あのう、調査をしておりますが、現時点ではっきりと、あのう、申しあげることができません。あのう、水利権や環境等の社会的要因あるいは各種法の規制を除外して考えますと、発電の可能性のある地点は存在すると思われま。また、あのう、ミニ水力とかマイクロ水力発電ということになりますと、費用対効果の面でどうなのかという問題もあります。また、あのう、電力を消費する場所が発電機の近くになければならないというような問題もありま

す。また水利権や住民の間での相互理解がないと現実の立地、立地は難しいというようなこともございます。それと、あのう、民間の方とか事業者の方の意見をということがありましたけど、これはちょっと今の段階ではまだどうなのかなと、あのう、研究している最中なのでどうなのかなと思います。ただ、あのう、こういったことを聞かれた方、住民の方でございしますが、ここはどうなんかなというように具体的な、あのう、企画財政課の方に、あのう、示していただいたりしておりますので、そういったことにつきましては、また、あのう、そういった、ここはどうかなというような情報提供がありましたらよろしくお願いしたいと思います。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) まあ、最後に町長さんの考えをお聞きしたいと思いますが、まあ、町長、あのう、全国水源の里の方で活躍をされておられるわけですが、まあ、そういった面から考えても、その水、まあ、もちろん環境保護という観点の方が一番強い、組織と言いますかあれだと思いますが、そういった面では環境を十分配慮した上でそういった水を利用した発電等をやっていることが、私はそういった意味では町の状況、その環境の関連からみて、一番、まあ、筋の通るかやってみ、みる価値があると思うわけですが、町長としての個人的な見解はいかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええと、まあ、水の問題については非常に大きな問題だというふうに思っています。今、あのう、全国水源の里連絡協議会では、一つの大きなテーマを抱えております。それは水が無くなるという問題です。で、日本全国で、既にもう何か所か、あるいは何十か所か、外国資本、得体の知れない外国資本あるいは個人投資家、外国の、というところに森を、あのう、もう売却されている状況がある。で、これは、あのう、まあ、私有権が非常に強いということで森林所有者の、まあ、権利が強いということです。で、問題はその地下にある地下水までもがこれは私有権、その森の持ち主が地下水の権利も持っているという。ですから恐らく私は想像するに外国等の資本が買われている実態の本音は水が欲しいんだろと思うんですね。で、やっぱりそこは何としても防がないと水がなくなれば日本の人々の飲み水がなくなる、あるいは、その、この小水力とかいろんな課題があるんだけど、それすら利用できなくなる恐れがあるわけです。ですから今の課題としてはそういう課題を抱えております。だ、ですからそのためのやっぱり法整備をやっぱり我々は求めていかなきゃならないということで、今月末までにアンケート調査を完了し、国の方へ法整備を訴えて行くというのが全国連絡水源協議会の今の大きな課題として、あるいは活動としている状況でございます。まあ、水を確保されれば私はやっぱりエネルギーを考える場合に太陽光なり風力っていうのは時間によっては、あるいは天候によっては左右される、しかしながら水はほぼ一定的にある。非常に安定したエネルギーの素だろと思います。その中で小水力を遂行していくならば、これはやっぱり大型から小型のもの、もんまである、これはしっかり国県市町村の役割をやっぱり明確にしていって、財源の裏打ちもしてですね、やっぱり手に合うことを、それぞれがやっていく三位一体の小水力の利用っていうのが、大きな私はテーマになるんじゃないかなと、まあ、いうふうに思ってます。たいへんにこれはお金が掛かる問題でもありますし、私は当面小水力として考えるのであれば、まあ、マイクロ水力あるいは今、あのう、テレビでもこの間拝見したんですが、企業によっては携帯型のほんとに簡易な発電機を開発中であります。で、それを用水路へこう利用していけば、例えばハウスの電気代が節約できるとか、そういうようなことが、もう開発中であります。

して、日進月歩の技術の問題であります。あわせて、その蓄電ということもですね、やっぱり非常にこれはまだまだ技術が遅れている、貯め、あのう、電気をどう貯めて使っていくか、そのあたりもやっぱりあわせ持って考えていき、邑南町としてどういった小水力の開発の仕方があるのかなあということをやっぱり真剣に考えていかなきゃなんというふうに、まあ、思っております。

●辰田議員(辰田直久) はい、議長。

●議長(松本正) 辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) じゃあ時間もありません。まとめたいと思いますが、まあ、今町長からそういったご意見を頂戴し、まあ、あのう、規模はどうであれ、まず一步を踏み出してみることが私は大切じゃあないかと思ひますし、自治体独自の取り組みとしては、あのう、仙台市のように全小中学校に太陽光パネルと蓄電池を設置する計画を出されたところもあれば、まあ、本町の街灯事業である、まあ、集落間の街灯の状況も、申請状況もいつも満杯で、次の年にならないというような事業もあります。これも太陽光パネルを使った、夜半ぐらいまで何とか灯りを確保できなけ、できればいいような物も考えられると思ひます。それがやはり安心安全、やっぱり子育て村としての、やっぱり一つのやらなければいけない一つじゃあないかと思ひます。そして子育て村として、あと恥ずかしいと思うのは東小学校のトイレを早くやっぱり男女共用をなくすべき、これはやっぱり誰もが思っておるし、長く言っていることですので、そういった意味ではできるだけ早く取りかかっていたきたいことを最後をお願いを申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。失礼いたしました。

●議長(松本正) 以上で辰田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時47分 休憩 ——

—— 午後1時15分 再開 ——

●議長(松本正) 再開をいたします。続きまして通告順位第7号清水議員登壇をお願いします。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 6番、清水議員。

●清水議員(清水優文) 6番清水優文でございます。私は今回4点通告しております。一つ目は矢上小学校屋体の改築と駐車場の確保。2番目幼児児童の安全な登下校対策は。三つ目町内の橋りょう診断について。四つ目生活道路について。4点通告しております。まず矢上小学校屋体の改築と駐車場の確保についてでございますが、これは平成22年9月議会、松本議員、現議長の一般質問で矢上小学校屋体の改築計画の立案は総合的に考え、早期に方向性を示したいととうばん、答弁されておりますが、2年近く経った現在、どうなっておるのでしょうか。質問いたします。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 矢上小学校の屋体の改築に、の件でございますけども、現在矢上小学校の体育館につきましては、あのう、耐震面で危険があるという建物ということで、体育館としては農村環境改善センターを利用しているという現状でございます。したがって既存の矢上小学校の体育館は、取り壊しをしていかなければならない建物と認識しております。予算面での条件が整いましたならば、解体をしたいと考えているところでございます。解体後の跡地利用が生じますけども、それにつきましては学校施設として、必要な機能の充実を図らねばならないということでございますので、学校現場の意見を参考にいたしましてなるべく早い時期に効果的な利用方法を検

討していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

●清水議員(清水優文) はい、議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) 答えが早く出ましたが、それで現在その小学校の屋体は使っているのか、どうですかいね。使っていない。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 現在の体育館でございますけども、広いスペースが必要な場合、部分につきましてですね、使っている実状が実はございます。例で言いますと、運動会のデコレーション、運動会のときのデコレーションですね、これの保管でありますとか、第3学期の始めに書き初めの指導があるんですけどこの書き初めの長い軸を拡げるために一時的に使うという実態がございます。ですが、先ほど申しましたように危険な建物であることには変わりま、ありませんので、なるべく早い時期にそういった解消に努めていきたいとは考えております。以上です。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) まあ、震度4以上で、震、崩壊の恐れのある建物を使わせといて、なるべく使わせないようにするというような答えが通りますかいな、こういうことが。もし地震が起きたときにはどうなりますか。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) あのう、使用を控えるようにということで学校の方には伝えておりますけども、そういった部分的に使用していることは非常に申しわけないことだと思っております。今後、あのう、そういったことがないようにな、あのう、体育館の方ですね、使用しないように学校の方にも伝えてまいりたいと考えております。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) この危機管理が叫ばれているときに、なるべく使わせないようにするとかちゅうような答弁ではまったくそりゃあ話にならんと思うんですがねえ。私も、そのこの議会が始まる前に学校を訪れまして、現在使ってるかどうかお聞き、聞きに行ったんですよ。そしたら、まあ、年に10、十数回は使っていると、で、再度その記録を見してくれと言ったところが、こういうことは公表してもろうちゃあ困るというようなことで、全く、その危機管理が徹底しておらんのだと思わんですがねえ。例えば、まあ、これが地震が起きたときにはたいへんだ。要は狭いでしょう矢上小学校、使うところは、教室棟が。ですから早く解体をして施設を作るという考えがないんですかいね。今から考えるちゅうようなことじゃあどがあもならんと思うんですがねえ。町長いかがですかいね。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) この解体をして後どういうふうに利用するかということはこれは教育委員会がですね、まずどうやって考えていくかということにつきるんだろうと思います。で、それでもって我々がどういうふうに判断していくかということでございますので、まあ、できるだけ早くその

へんは検討いただきたいなと思うわけであります。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) ということは教育委員会としては、このまま放置してよいという考えで要望しとらんのですかいね。町執行部に。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(松本正) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) おっしゃるとおり危険な屋体だというふうに認識をしております。早く解体をしていただいでですね、その後の、おっしゃるとおりですね、必要な機能を図っていききたいと、まあ、そういうことをお願いをしていききたいというように思っております。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) できるだけ早く解体するという答弁をいただきました。ここは、まあ、皆さんテレビを見ておられますので間違いのないようによろしくお願いします。それと要望でございますが、現在ランチルームが図書室になったり、視聴覚室も教室になったり、全体では各種教室が不足しております。屋体施設を解体後に速やかに不足している各種教室、例えばランチルーム等の建設計画も同時にすべきと思いますが、このことについて伺います。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) まあ、学校の施設として現在非常に使い便の悪い狭いところをもあるということでございます。不足している教室もあるというご指摘でございますけども、まあ、あのう、体育館、現在の体育館を解体した跡地利用のことも先ほど申しましたけども、そういった跡地利用の中でですね、議員の質問通告にもありました駐車場のあたりも考えにやいけんこともあると思います。そう言いました、その上、例えば今のランチルームでありますとかそういったことにつきまして、先ほど申しましたように学校施設として今何が必要なのかということは、今後検討していかなければならない事項だと考えております。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) まあ、それは、まあ、回答は良い回答をいただきましたが、基本的に2年、はあ経過しとるんですよ、2年近く。今から検討しますちゅうなことではとても話にはなりませんので、早期に今年中に結論を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(松本正) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 解体という予算面についてですね、ゴーサインが出れば早い時点で、その時点でどうするかいうことを検討進めていきたいというふうに考えております。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) ええと教育委員会ではゴーサインが出ればすぐ解体したいということですが、町長さんいかがでございますか。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、解体を先行して、あとどういうふうに考えるかということについても、少し研究をしていきたいなあと考えております。まあ、我々としては財政の問題があるわけで、解体した後、どういう建物を建てるかということもあわせもって考えていかないといけないと思います。まあ、そのへんを、あのう、まあ、早めに教育委員会ではお示しいただいて、なるべく議員の沿うような形で考えていかなきゃいかんと、まあ、こういうふうに考えております。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) とにかく早く解体していただきますようお願いしまして、この件についての質問は終わります。2番目幼児児童の安全な登下校対策はという質問でございますが、全国的には4月23日に亀岡市で10人が死傷した事故、館山市、岡崎市でも登校中の小学生が被害にあう事故が起きました。そのことについて本町ではどのような対策を講じておられるか質問をいたします。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 番外。

●議長(松本正) 飛弾福祉課長。

●飛弾福祉課長(飛弾智徳) 幼児児童の安全な登下校対策はという、についてご質問のうち、まず幼児ということで、保育所、保育園の通園について私の方からお答えいたします。現状といたしましては町内にある9つの保育所等では、通園は家庭から保育所の、等の敷地に入るまでは保護者の皆さまの管理をお願いをしております、園児は保護者の徒歩あるいは自家用車での送迎によるところがほとんどでございます。ただ、あのう、いわみ西保育所と阿須那保育所で通園バス、町営バスを利用している児童も現在5人いるようでございますが、チャイルドシートの着用や添乗員の配置等で安全な通園に努めておられます。保育所等も、あのう、保護者に対して園内の、園内での車の乗り降りに注意を払っていただくよう呼びかけておりまして、町といたしましても今後も交通安全運動、運動期間中などの広報などを通して、送迎される保護者の皆さまは大切な子どもさんを乗せておられますのでとにかく引き続いて、交通安全意識の向上を図っていきたいと考えております。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 私の方からは児童生徒の安全な登校対策ということで、登下校対策ということで、お答えさせていただきます。あのう、ご承知のように、このところ暴走車が登校時の児童が死傷さすというような事故をはじめまして、児童生徒の尊い命が失われるという事件報道が続いております。児童生徒の登下校の安全確保につきましては、各学校におきまして日ごろから指導してきておりますけれども、改めまして通学路の安全点検と交通安全対策につきまして徹底を図るとともに、これから予想されます水難事故でありますとか、学校施設からの転落もあわせて、事故の防止について安全点検を指導したところでございます。通学路の危険か所についてでございますけれども、各学校から調査結果報告をまとめております、現在。それでこれをまとめて、関係機関への要望等含めまして対策を図っていくように考えております。児童生徒の周辺にある様々な危険への対抗、対応につきましては、学校だけではなく地域を含めた社会全体で取り組まなければならない問題だと考えております。特に交通事故防止につきましては、運転手のマナーでありますとか規範意識の向上が必要でございます。これからPTA、地域、それから安全パトロールの皆さまが一体となった取り組みができるようを検討していきたいと考えております。以上です。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) まあ、その徹底を強化していただきまして、安全な登下校対策をしていただきたいと思います。これはちょっと通告はしておりませんが、昨夜瑞穂町の方から電話がありまして、子ども安全センターの役員さんですが、補助金を各小学校、支部均一に3万円補助されているが、大きな学校には増額できないものかという電話が昨夜あったんです。もし答えられれば教えてください。

●田中学校教育課長(田中節也) 番外。

●議長(松本正) 田中学校教育課長。

●田中学校教育課長(田中節也) 子ども安全センターの補助金はですね、町内の11校区全て支部に3万円ずつということで今年度も予算立てをしとりますので、その範囲での交付金、補助金の支払いということで今年度考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) まあ、あのう、電話された方もテレビ見ておられますので、まあ、そういうことで納得していただきたいと思います。それでは、あのう、3番目町内の橋りょう診断についてでございます。私の12月の一般質問において、橋りょうの点検を昨年度で完了する見込みで、この結果を元に橋りょう長寿命化計画を策定し、計画的に橋りょうの整備を図っていく予定とのことでしたが、この質問は要は、あのう、竹友橋の歩道設置の質問をしたときに町長がその橋りょうの結果を待って検討するという回答をいただいておりますので、それについて質問しとるわけです。よろしくお願いします。

●森上建設課長(森上寿) 番外。

●議長(松本正) 森上建設課長。

●森上建設課長(森上寿) 議員の質問、町内の橋りょう診断についてということですが、ええと橋りょう点検につきましては、議員の申されましたとおり、平成22、23年から委託により調査を行いまして、23年度に町が管理する、橋りょう、道路橋523橋のうち木橋11橋を除きまして、512橋、512橋の点検を終了しております。まあ、この結果を踏まえまして、まあ、今年度、あのう、議員の言われました橋りょう長寿命化計画を策定し、修繕や架け替えに係る事業費の高コスト化及び大規模化を回避するため、橋りょうの架設年度や立地条件等を十分に考慮して、将来健全度を予測して、予防的な修繕等を実施を徹底することにより、コスト縮減を図りまして、今後の橋りょうの維持管理、管理に努めてたいと、いきたい、努めていきたいというふうを考えておるところでございます。それで竹友橋のことについてですが、この橋りょう寿命化、あのう、ええとですね、橋りょう点検につきましては、結果が出ておりまして、あのう、橋りょう点検の結果は健全度という言い方で表しておりまして、一番状況の悪い橋を1で、まあ、健全であるという橋を5段階という形の点検結果が出ておりまして、竹友橋についてはその中の4ということで、ほぼ健全であるというような点検結果が出ております。まあ、この状況の中で、まあ、竹友橋については、まあ、すぐ改修しなければ、修繕けい、修繕等行わなければならないという結果であろう、あろうと思いますが、橋りょう、橋りょう長寿命計画を今年度策定しますので、その中で、そのいろいろ計画を立てたいと思っておりますのでございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) ということは竹友橋は、近いうちに、その建て替え、建て替えじゃあない、やりかえというようなことにはならないということになるんだと思います。それで竹友橋は矢上小学校児童150名のうち50名近くが登下校に通行しております。朝は交通量が多く自動車と接触しなければよいと思うところでございます。また月に何回かは矢上小学校の児童と石見西保育所園児との交流学习で多くの生徒等が通行しております。路肩は路側線で30cm、これほかありません。ここを子どもが通つとるわけです。今この写、ええと、この写真を皆さま方に配布しとりますが、ちょっと時間的に写し方が悪かったあंबいで、あのう、まあ、全部子ども、子どもが歩道に、車道に出て歩いとるでしょ。それで本来こっちから車が来ればね、接触するような状態になるわけです。毎朝。ここは非常に危険なんですわ。ということは暴走車、暴走車でもおればたいへんなことになると思うんです。ということで、私は以前から歩道の設置を要望しとるわけです。幼児児童の安全な登下校が危険な状態です。通学路の安全確保をして、保護者の不安を解消することが大事であります。生徒通学の多い、また公民館に近い道路です。是非竹友橋に歩道橋の設置計画を行っていただきたいと思いますがいかがでございましょうか。

●森上建設課長(森上寿) 番外。

●議長(松本正) 森上建設課長。

●森上建設課長(森上寿) 竹友橋の、まあ、歩道橋ということでございますが、あのう、先ほど言いました、あのう、橋、橋りょう長寿命計画ということでは橋自体は健全という結果が出るということも、まあ、認識いただいたと思います。まあ、しかしながら議員言われますように歩道橋、まあ、歩道という部分には路肩●●●●(4語程度聞き取れず)は狭い、で、この橋は橋長20mでありまして、まあ、幅員、まあ、路肩を含めまして6m。で、二車線道路の幅員基準の、まあ、最低の基準という状況にありまして、まあ、歩道、ええと、歩道設置となりますと橋の継ぎ足しか、まあ、歩道橋の設置ということになろうかと思っております。まあ、今後ですね、今の議員の言われますように交通量の多い、まあ、通学路でもあります。まあ、橋りょう前後に歩道もちよっとないという、あのう、歩道も若干ないというところもありますので、まあ、そういうところを含めまして、道路整備計画を今後見直しを含めて、今後事業検討をしていきたいというふうに考えております。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) このような状況を放置しておくことは、日本一の子育て村と言えるでしょうか。万一事故が起きたらたいへんなこととなります。これについて町長のお考えを伺いたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、この竹友橋は私もよく通勤途上あるいは夜帰るときに通るわけでありまして、やはり議員ご指摘のように危ないなという感じは実感として持っております。特に夜が非常に、あのう、ライトが照らされた場合にですね、見え難いというようなことも感じておりますし、ここはほんとに議員の言われるように何とかしなきゃいけないあと、こういう思いです。ですから、まあ、課長が答弁があったようにやっぱり、あのう、道路整備計画というものを作っておりますから、その中にやっぱりこの、このところの計画を上位に持ってくるような形で、どうい

じゃあ事業が持つてこれるのかということも含めてですね、大いに訴えていかにやいけんなあというふうに、まあ、思っておりますし、ここは町道でございますので、で、そういう意味では、まあ、町としてもやっぱり真剣に考えていかなきゃいけないというふうに、まあ、感じております。ただし、まあ、これは、あのう、じゃあ来年やるのかどうかということがあるわけですし、そこは、まあ、財政としっかり考えていかなきゃなりません、取りあえずできることは何なのか、やっぱり交通安全対策という点から、取りあえずその歩道、歩道なる物ができるまでは、どうやって子どもの安全を守っていくかということについては地域の皆さんにもご協力いただきたいし、矢上小学校の方にも、あるいは教育委員会も我々も含めてですね、そういうことを考えていかなきゃならんということでございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) まあ、道路整備計画で上位に上げて検討をするという質問をいた、じゃない、お答えをいただきました。それで私の提案ですが、まあ、学校の先生は、あのう、向こうの方へ立っとられるわけですが、橋の両側に朝10分ぐらい誰か立つとるようにしますと、だいぶ安全に登校できるんじゃないかと思いますが、私も立つようにしますが、私もパトロールをしとりますので、今それができませんが、そういうような方策を考えていただかないと、まあ、これを見ていただきますように、ときたまじゃれ合って道路に入るわけですね、皆、子どもが。非常に、まあ、危険なんですよ。ということで一つよろしくお願いしたいと思います。次は、これで早う済むだが、4番目生活道路についてでございますが、私の自治会内で生活道路の陥没がありました。通行に非常に支障が起きております。その際、当、町当局にお聞きしましたが、その生活道については、その当事者がすることになっているとのことですが、生活道でも隣近所誰もが利用しております。舗装道路の設置についてはある程度の助成制度があるんですが、こういう物の補修についても助成制度ができないものでしょうか。お伺いいたします。

●森上建設課長(森上寿) 番外。

●議長(松本正) 森上建設課長。

●森上建設課長(森上寿) ええと、まあ、生活道路の、まあ、災害補修ということでございますが、あのう、議員申されましたように、まず、あのう、生活道路につきましては、生活道路の補助事業につきましては、邑南町生活道路整備事業実施要綱を定めておりまして、まあ、町内各戸への進入路の、まあ、改良舗装につきまして、まあ、生活の利便性、利便性向上と維持管理の軽減、維持管理の軽減化を図るという目的で補助を行っております。まあ、災害の方ですね、そういう対応できないかということでございますが、まあ、生活道路は、まあ、公共道路とは異なりまして、主に、まあ、特定の個人が利用する道路であります。まあ、多くの場合は個人の財産、まあ、私有地でありますので、まあ、なかなか、あのう、公共災害等のその該当すると言うことは難しいというふうに考えております。まあ、しかしながら、まあ、生活道路に隣接します、まあ、道路自体の横に、まあ、農業用排水路とか、まあ、農地が隣接してるという場合にはその状況にもよりますが、その、そういう災害等の、まあ、該当するものにつきましては災害、農地災害、まあ、農業用施設災害というふうに何とか提案できればですね、そういう形での提案はできると思いますが、生活道路自体のその災害補修という補助的にはですね、なかなか難しいというふうに現在のところは考えておるところでございます。

●清水議員(清水優文) 議長。

●議長(松本正) 清水議員。

●清水議員(清水優文) この件についてやあなかなかいい回答は得られませんが、何にしても皆が利用する道路ですので、検討課題として今後検討していただきたいと思います。ということで私の四つの質問については、これで終わりましたが、総括的に矢上小学校屋体の改築については早期に解体するという回答をいただきました。それから竹友橋についても早期に検討するという回答を得ましたがそれでいいですわね、間違いございませんね。ということで私の一応初期の目的は達しましたのでこれで質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(松本正) 以上で清水議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時とさせていただきます。

—— 午後 1 時 4 7 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 0 0 分 再開 ——

●議長(松本正) 再開をいたします。続きまして通告順位第8号亀山議員登壇をお願いします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 8番亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、8番亀山でございます。今回は昨年9月に取り上げました防災と再、再生可能エネルギー、同じテーマでこの度質問に望むわけですが、昨年9月からどのように変化していったのか、今の状況についてをお伺いしたいと思います。危機管理課が誕生してから2か月、石橋町長は危機管理の体制を整えるよう、危機管理課に指示されたと聞きます。それからの経緯と体制整備の状況について伺います。まず、地域防災計画を策定した、邑南町防災会議この条例の一部改正案がこの度上程されましたが、体制整備の基礎となる地域防災計画の改正は、改、いつになるのかということについては、昨日の5番議員さんの答弁では計画の再考時期は年内にはするということであり、今のところ地域防災計画に不具合なところはないという答弁でありました。しかし18年3月に制定されました、この分厚い地域防災計画、これは9月にも取り出しましたが、これが10冊議会の控え室にあります、これにはあれから全然手が加えられた様子がありません。課長は不具合はないと、あのう、答弁でしたが、これを見ましても簡単には災害対策本部を設置した場合、この部長の中に定住企画課長であるとか、財政課長というのがまだおってです。商工観光課長はおんさんです。そういった状態でまだ今来とります。そこでその時期についてはありましたんで、その防災会議これは昨年9月の質問のときには、22年の5月以降開催しとらんという総務課長の答弁でありましたが、それ以降昨年の9月からですね、今日まで何回開催されたか、そのことについてまずお伺いいたします。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 昨年の、22年の5月からですかね、はい、22年の5月からでございますが、これは、まあ、气象台の方が、まあ、参画されるということがありまして、まあ、これは、あのう、气象台の方からの申し入れがあったわけでございますが、その関係で一部改正が必要になったために、この会議を23年度に1回やっております。以上でございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、9月の質問のときにも松江气象台の副台長さんに委員に加わってもらったので、委員も充実したという答弁がありました。あのときにも言うたんですが、町の条例につい

て、ほいで今日は細貝課長が昨日の答弁でも、あのう、引き合いに出されました。災害対策基本法、この中にも第42条に毎年市町村防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないと明記してあります。9月にも同じことを言いましたが、邑南町の防災会議条例の第2条には邑南町地域防災計画を策定、作成し、及びその実施を推進することを、またその要綱には会議は毎年度当初これを行うと明記してあります。9月にもこのことは総務課長にも、の答弁の中で、私も指摘したはずです。それから未だ何もされておられません。そのときの答弁では年度当初には委員さんの招集がなかなか難しいということもありました。しかしそれから開かれておらんというのはどういうことでしょうか。防災に対する意識啓発を町民に今広げていきよる最中に、こういった状況というのはどう理解したらいいのでしょうか。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 私の方も、あのう、辞令をいただきまして、まあ、二月半でございまして、まあ、責任があるわけでございまして、引き継ぎは万全を期してやっとするつもりでございまして。で、あのう、考え方なんです、一つには今島根県から通知が来まして、県全体で、まあ、防災計画を見直しております。で、これは、あのう、去年の3月11日の大災害を受けてのことというふうに理解しているんですが、相当な内容の改版があるんではなかろうかというふうに踏んでおります。まあ、そういうこともありますので、まあ、そのことを踏まえて、加えてですね、まあ、文言修正等もあります。そういうものをするのに少し時間がいただきたいということで、まあ、議員ご指摘のように去年の時点で、からは時間がずれるわけでございますが、できるだけ早い年内の内には仕上げていきたいというふうに思っております。以上です。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●松本議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、年内できるだけ早い時期にということでした。去年の9月にも私はここで大きな声はしませんでした。水を返したときはあんときだったかどうか知りませんが、大きな声をせんけいうて、提案したことが、あのう、やってもらえんいうことはあるんではなかろうとは思いますが、まあ、是非、あのう、早急にこれを実施していただきたい。もし、ですよ、防災会議の必要性が無いのなら、防災会議の条例を廃止して防災会議そのものを無しにしちゃあどうですか。この防災会議の設置は、あのう、防災基本法では必ず作らにゃあいけんことにはなっとらん思います。必要ない会議なら条例を作ったりして面倒なことをせんこうに、もうちょっと簡潔にして町長が必要に応じて、その、あのう、必要なメンバーを招集して、地域防災計画の改正なりをしていくべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) この防災会議でございまして、まあ、あのう、広範な方々が、まあ、専門有識者が加わっていらっしゃいます。で、議員お手元にお持ちですがこの防災計画の中身は相当な範囲に渡っておりますし、一部相当な専門的な内容にも触れております。そういう意味ではやっぱり専門官を、まあ、邑南町にということでは町長の思いではございまして、あのう、やはりたくさんの方々のご意見等たまわることが必要でありまして、やはり、あのう、この防災計画の変更については、防災会議をしてやるのが妥当だというふうに理解をしております。したがって、あのう、まあ、開催されてないというご指摘もありますが、まあ、これからですね、あのう、まあ、

来年に向けてといったらまたお叱りを受けるかもしれませんが、やはりあの防災会議そのものですね、この邑南町特にですね、梅雨時期等は非常に危機的な意識をもち、持ちながら迎えています。そういう意味では、まあ、梅雨に入る前には必ずそういうものを、あのう、改正できるように、いろんな内容等ですね、研鑽していきたいというふうに思いますのでご理解賜ればと思います。以上です。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、今度担当されます危機管理課が、この会議の必要性を感じておられるんなら続けてやっていただきたいと思いますが、まあ、行政の、行政事務なり、行政執行するのにやはり基本になるのは条例なり規則にしたがって、それを基、基にしていろいろ業務を進めるべきであろうと思います。それを無視してその、そのときそのときの状況で進めるということは、いろいろなミスが起こったりとかいうことになろうかとも思います。是非この規則、条例等に基づいた業務執行を進めていただきたいことを要望しておきます。ほいで2番目に自主防災組織の体制整備や活動状況はどうかと通告しておりますが、町内の39自治会の中、6自治会が組織化されていると昨日答弁がありましたが、これは全体の15%にしかありません。これで今の時点では良しとするのか、それとこの6自治会が組織化されておりますが、これの活動状況について把握されておるところを教えてください。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 議長、番外。

●**議長(松本正)** 細貝危機管理課長。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 自治会が、まあ、39あるわけですが、まあ、目標としては、あのう、昨日もちよっとお話ししましたが、まあ、これ気概の部分もあるかもしれませんが、あのう、3年間で39の自治会に全て自主防災組織をとということでいろいろやっていきたいというふうに思ってます。で、あのう、ご指摘の現在活動のベースになる自治会ですが、6自治会ありまして、これは、あのう、固有に挙げますと、雪田あるいは市木、銭宝、これは、あのう、布施地域でございます。和田原、出羽、加茂山の6自治会が規約等整備されております。で、私の方でこれが掌握している分でありまして、改めてですね、自治会等に、あのう、調査をしたものではありませんが、基本的にはですね、規約等ができあがりまして、私どもの方に提出してもらうようになってますんで、現在のところはそういうことでございます。で、活動状況でございますが、まあ、いろいろな活動をしてらっしゃいます。あのう、さっき言いました布施地域の銭宝でございますが、銭宝の自治会でございますが、これは、あのう、町が、あのう、作成しました災害予想図、ハザードマップというのを言いますが、これに独自に防火水槽とか別の水利とか、あるいは洪水時に、まあ、注意喚起を促すような区間等を地図に落とされたり、あるいは要支援者とか、それを支援される方々の名簿作成とかいうことをやっていらっしゃいます。これ、あのう、報告ではないんですが、お話し聞いたんですが、実際災害ではなかったわけですが、この要支援者の方がご病気で苦しんでいら、おられたときに支援者に電話をされて、夜、あのう、ことなきを得たということがありまして、まあ、そういうところでも役立つかなというふうに理解しております。また、あのう、議員の、あのう、地元でございますが市木自治会、これは22年ですかね、あのう、防災訓練をされているように聞いております。また、あのう、和田原自治会とか出羽自治会では救急用個人情報キットという物だそうでございますが、これを配備されております。これは、まあ、ご存じだと思いますが、個人の医療機関等の情報が記載されているもので、まあ、こういう

容器に入れまして、で、それを冷蔵庫に入れておくと、で、まあ、何らかの救急的なことがあります、あ、あのう、医療機関へ向けてそれを持っていくと直ぐ様医療行為に入れるというものでございます。これが、まあ、完備されてるという報告も聞いております。で、まあ、最近では自主防災組織は、まだ結成していらっしゃるいませんが、まあ、断魚自治会が、あのう、防災訓練もしておられます。これ、あのう、あと茅場自治会がこの5月にですね、防災セミナーというのを開催されております。後、複数の自治会がですね、今、あのう、防災訓練を、まあ、大中小はあるわけですが計画しておられまして、戸別に私どもが相談を受けております。加えて自治会の立ち上げの相談もありまして、今そういうような状況でございます。以上でございます。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、危機管理課ができて、やはり今現在6自治会であるそうですが、それ以降、それよりまだまだそういった活動に関心を持った自治会が増えてきている、結成できる見込みがあるということで安心しました。それで、昨年ですが11月の12日に島根県の自主防災組織のリーダー研修会というのがあったんだそうですね。で、ここでは大きなテーマとして自主防災組織とコミュニティというテーマを掲げて、この邑南町六つだ言われましたが、その内の三つがその事例発、として紹介されたんだそうです。そうしてやっぱり県内でも邑南町進んだと見られとる中でまだ六つで留まっとったんじゃないけませんか、何とか今の課の方で進めていただ、あのう、精力的に進めていただきたいと思います。と言いますのも昨年の町政座談会において町民からの意見としてこういうのがありました、自主防災が基本と言いながら行政と自治会、集落とが一体となって初めて成果が出る。行政がもっと指導力を持って防災訓練等実施して備えていくべきだという意見に、執行部の方は自治会単位での自主防災等、自主防災対策も立てており、地域の皆さんと一緒にやっていきたい。正にこの答えのとおり進んでいるものと安心しております。そこで先ほどもちょっと出ましたが、要支援者のことについて、これはちょっと後にしまして、その前にも一つです。自主防災組織を、ができて運営して、していくときに、災害発生時の広報や情報収集体制は整って、地域の末端まで対応できる体制になっているのでしょうか。地域で関わる役員、特に行政連絡員、集落長、班長、区長と呼ばれる方ですが、この体制が未だに町内で統一されておらず、公務災害補償に格差を生じた状態のままにあると思います。これも昨年の町政座談会において、合併してなぜ3地区でこの制度の足並みが揃わないのかとの質問に、徐々に解消していく方向で今進めているとの回答がありました。災害時、現場で安否確認や要支援者の援護の指揮、また情報収集など町からの依頼業務のために地域住民と直接関わるこれらの地域の役員さんたちを公務災害補償の対象に統一しようとしているのでしょうか。今自治会が全て結成されて、今羽須美地区の行政連絡員制度について検討がなされておると聞きますが、他の地域にあわせて羽須美をそういった状況にするのか、それとも、また別な方法を考えておられるのか、その点について伺いたします。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 番外。

●**議長(松本正)** 細貝危機管理課長。

●**細貝危機管理課長(細貝芳弘)** 最初に私の方からは、まあ、あのう、情報収集体制から広報について少し触れてみたいと思うんですが、まず、あのう、大規模な自然災害や、まあ、弾道ミサイル、こないだちょっとそういうような情報も入ったわけですが、そういうようなものについては町の防災行政無線を利用しまして、国から町民に対して直接瞬時に伝達することができます、全国瞬時警報システムというのが入っております。これ、まあ、整備されております。まあ、カタカ

ナで申しわけないですがＪアラートという言葉だそうなのですが、昨日防災行政無線でお伝えして、これは、あのう、２８日にですね、導通訓練をしますので、あのう、まあ、地震をベースにやりますので、まあ、町民の皆さんにお、お間違えのないようにしていただきたいわけですが、そういうものがあります。また二つ目には気象情報につきましては、県、県が、まあ、防災行政無線とファックスによってまず役場の方に情報を入れてきます。で、土砂災害情、あのう、警戒情報でございますが、これは県と気象台が共同で発表して、これを受けて、我々の担当課が、県の防災システムや、あるいは気象台のインターネット版の情報提供システムというのがあるんですが、これらにより必要に応じて、町民に防災行政無線等で知らせることとしております。河川情報につきましては、河川情報、気象情報を踏まえてですね、その後、国土交通省のデータや、あるいは土師ダムの放流等の状況を把握するようにしております。まあ、参考までに、あのう、町民自らですね、いろんな気象情報を把握されるのに非常に良いものがあるんで照会しておきますが、台風とか大雨とか水位とか防災情報を得る方法として、今年度に入りましてから、NHKの総合テレビのチャンネルを見ていただくと、データーというのがあるんですが、あれで見ていただくと全てそういう情報が入るようになっておりますので是非これをご紹介しますとおきたいと思います。まあ、これらを踏まえまして町民への情報の周知につきましては、避難勧告の、まあ、判断伝達マニュアルというのがありまして、これを基にやっております。で、まあ、あのう、まず避難準備段階までは、防災無線とか、あるいはケーブルテレビを活用するわけでございますが、まあ、避難勧告等の大災害等が起こりうるような状況に入ってきたときは、先ほど議員おっしゃりましたように、自治会長さんとか、集落代表者あるいは支援者の皆さんに電話連絡網でお伝えして、また消防団団員をしまして、車載広報マイクにて伝達するようにしてます。まあ、こういう活動を通じていくわけでございますが、やはりどうしても、あのう、阪神淡路の大震災からの、まあ、教訓ということで、いろいろ書いてあるわけでございますが、あのう、防災には、あのう、自助、共助、公助という言葉があると思います。で、ご存じのようにこれが７：２：１で、９割が、あのう、自助と共助で命が救われたという、これは、まあ、都市型の大震災ではありましたが、そういうことがあります。したがってそこから学び取るとするならばやはり、自主防災組織というのが非常にクローズアップしますし、大事だろうというふうに思います。で、議員がおっしゃいます仕事を行政連絡委員さんとかあるいは自治会の皆さんにお願いするという行為でなくて、基本スタンスは。やはり自主防災組織が自立的に活動するというのが大前提だというふうに理解してます。ただしですね、あのう、自治会活動とか、まあ、行政連絡員活動とは別に災害に対して、まあ、町長とか水防団長がですね、何らかの事情があって協力を要請する場合がありますと思います。で、これは、あのう、災害の復旧活動とか水防活動することについては法的には認められています。ただこれは町民とか、あるいは自治、自治会長さん集落代表の皆さんにお願いするということは二次災害の危険性もありますし、そういうことをすること自体が専門性も有しますので、これは、あのう、要請については非常に慎重に図らわなくてはいけないというふうに思います。それでも大災害が起きてどうしてもお願いしなければならない事案があって、更に不幸な事案で死亡とか、あるいは負傷とかあった場合ですね、これは、あのう、うちの条例にあるわけでございますが、また後ほどご覧いただきたいと思うんですが、消防団等公務災害補償条例に基づきまして、補償対象となるようになっております。で、先ほど議員の前段でのご質問の行政連絡委員の方向性については、あのう、また総務課長の方からお話があると思います。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 行政連絡員制度のことですが、これまで合併以来廃止の方向で協議をしてまいりましたが、昨年度改めまして、羽須美地域の自治会長さんにおうた、お集まりをいただきまして協議をさせていただきました。事務的には、行政連絡、連絡員の方に、まあ、自治会の役員になっていただいて、町から今まで支出しておりました報酬を自治会から支出していただくようにという変更をお願いすることになります。で、このことにつきましては、まあ、おおむね自治会長の、さんの皆さまはご理解をいただいたものと思っておりますが、まだ、あのう、今後更に今年度また協議していきたいと考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、危機管理課長の答弁では基本的には集落の役員さんとかへ町の方からいろいろお願いすることはないと、専門的なことは消防団なり、でやっていくということですが、後の後段の、あのう、総務課長の答弁の中で確かに報酬の以下、手当の支払いは自治会経由で、あのう、委員さんにいくんかも知れませんが、身分ですよ、今は行政連絡委員さんは非常勤特別職の身分であります。そうすると公務災害の適用になる身分だろうと思います。その身分についてはどうなるか、石見、瑞穂地域と同様に、その公務災害の対象にはならず、公民、自治会活動保険その対象で自治会で活動してもらうのかということについて再度聞かしてください。

●藤間総務課長(藤間修) 番外。

●議長(松本正) 藤間総務課長。

●藤間総務課長(藤間修) 行政連絡員さんの、あのう、身分のことですが、もし、あのう、先ほど申しました、あのう、協議が整いまして、そういう方向に進むとすれば、まず、あのう、その条例の廃止が前提となると思います。ですから条例を廃止するということは、その身分は非常勤の公務員では無くなるということになりますので、自治会の役員として、自治会の保険とすれば先ほどおっしゃいました自治会の保険に該当するということで公務災害等には該当しないということになるということになると思います。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、そうしますと、合併以来8年経過しようとしておるんですが、かつての旧町村の時代にあった集落の代表者、集落を取りまとめる役、集落の代表者としての位置づけであった行政連絡委員の立場が、ここで町内一本化されることで後退するというように私は理解しますが、まあ、このことについては今後その行政連絡員の条例廃止の案も出てまいりましょうで、今日は、あのう、防災の点で伺っておりますので、あのう、このへんでおいときたいと思います。基本的には集落やら自治会の方へ今の町の方からお願いする業務はなく、自治、自主防災組織の方で対応するというふうに理解したいと思います。そこで4番目にこれもちよっと出てきましたが、災害のときの要支援者のことですが、災害時避難行動要支援者対応は万全であるのでしょうか。対象者の個人情報保護が足かせになって自主防災の現場地域で重要な情報の共有ということが妨げになっていないの、妨げになっているのではないかということです。これは誤解があるかも知れませんが、確認をさしてください。災害時避難行動支援者や、その支援をする人の情報は個人情報として捉えて、自治会や集落の代表者以外には知らせないという、知らせてはいけないという通達が出ておるのか、例えば地域において集落において、そういった誰を助けに行く、誰が助けるという情報

は共有することはないように指示が出されておるのかどうかというところを、あのう、確認したいと思います。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(松本正) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 災害時の要支援者の関係でございます。まず、あのう、議員さんのお話のように、まあ、災害時にはやはり弱者と言いますか、高齢者、乳幼児等々が非常に災害に遭遇するケースがやっぱり多くなるというふうに思っております。で、この要援護者を守るための安全対策の一層の充実を図ることは必要でございます。まあ、町がまず第一に関係法にも続いて把握してます。これ要援護者という言葉を使わしてもらいますが、については情報共有については日常接しておられる社会福祉協議会の皆さん、あるいは民生委員さん、そして介護保険制度の関係者、障害者団体等の福祉関係者との協力は不可欠であるというふうに思っております。また、これ以外に、別にですね、支援の必要な方として、本人の、まあ、承諾申請でございますが、これが議員さんがおっしゃいました案件にかかわるわけでございますが、自治会あるいは集落代表等に個人の情報を提供することに同意された方、これを要支援者という言葉を使わしてもらいますが、これは自治会長を通じまして、6月末を目途に登録をお願いしております。またこの方々を支えていただく支援者についても同じようにお願いしております。個人情報保護法の関係ですが、まあ、2点ほどあるというふうに思います。まず1点はこの要支援者、後段ですね、要支援者につきましては、危機管理課が今、あのう、事務的には取りまとめておりまして、この情報共有については邑南町の個人情報保護条例に基づきまして、本人の同意を得ているということから集落構成員や支援者、民生委員にデータ提供することとしております。ただしですね、本人の同意の中の一番上の方に、その同意の文面を挙げていますが、逐一細かく書いてありませんでして、まあ、議員おっしゃいますように誤解のないように、幅広くそういう情報を共有して一大事なときには支援ができるようなものにしていくことは、あのう、考えていかなければならないというふうに思ってます。で、もう一方、要援護者でございますが、これは法に基づいて、あのう、担当課は私の部署から離れますが、まあ、福祉の方にいくわけでございますが、これについては法を根拠に、あるいは条例を根拠に開示ができないということになっておりますが、条例の中で相当の緊急時については、あのう、開示しても良いということがありまして、その開示の時点を何時にするかという判断があろうというふうに思います。そういう意味では、あのう、審査会等もありますので、やっぱりそういうところで議論して、できるだけ、まあ、いつもこうたくさん情報をですね、あのう、開示していきますと散逸しますので、慎重に扱う必要がありますが、命が掛かるぶんについては、あのう、開示ができるという解釈もできると思いますので、そのへんをどう地域の方々と共有するかということは、今から研究はしていかなければならないというふうに思っております。以上です。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、地域においては、災、災害時に地域においては自主防災組織の活動が基本にあるように、先ほどからの答弁では理解しました。しかしその中で自主防災組織の活動の中でこういった要支援者、要援護者を救出するという活動についてのこういった調査をですね、要は役場が取りまとめる、とる、行政が取りまとめているがために個人情報保護の制限を受けたりするのに引か掛ってくるんじゃないかと思うんです。先ほどさっき、あのう、課長の答弁の中でありました、銭宝地区ですか、地域がそういった方を調査して地域の情報としてもっとるんなら、これは別

に個人情報保護だとか、それが、あのう、集落内で知れたけえいうて、役場の方が叱られることあなかろう思うです。そいだけえ、やはり地域がやらなにやあいけんことについてについてはやはり地域へそういった役割分担が責任持って持ってもらう方向にしとかと、制限だけが地域へ掛かってきて実際動いてもらうのは支援する、助け出すのは役場の職員がくるわけじゃあないんです。地域の人が助けるんならそういった情報は地域で共有するような体制づくりというのも今後検討して行くべきではないかと思いますんで、その点を、まあ、検討課題として心に留めておいていただければと思います。ちょっと先を急ぎます。それでですね、さっきも言いました県の自主防災組織リーダー研修会の中でもありました、防災における地域コミュニティの重要性というものが、そこで、あのう、謳われたそうです。この自主防災と地域コミュニティは緊密な関係にあると言われておりますが、地域コミュニティを育成する役目を担っておる公民館を所管する教育委員会、この教育委員会の考え方を伺いたいと思います。3月の定例会での教育長の教育方針の中で、これに関係する項目があったらしいんですが、私はポヤッとして聞いておりまして、ちゃんとそこんとこ受け止めておりません。それとまた町政懇談会で教育長の挨拶の中で防災関係のことにも触れられたと伺っておりますが、そのことを今一度その趣旨について教育長の方から答弁をお願いいたしたいと思います。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(松本正) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 24年度の教育方針の中で社会教育行政の中でですね、こうした現代的な課題、まあ、自主防災であるとか、地域医療であるとか、家庭教育であるとか、まあ、そういった課題については、教育行政として、推進していこうというような方針を申し述べましたし、今年度の地域座談会でも、そうしたことを町の単位として、もちろん、あのう、町としてというのは公民館も含めた中で、やっていかなきゃいけないというような、挨拶の中で述べております。これはですね、先ほど危機管理課の課長の答弁にもありましたように、自主防災については極めてそういった防災については自助であるとか、あるいは共助ということが非常に、まあ、大事だということです。まあ、そうした自主防災の組織を作っていくためには、地域住民の皆さん方のそういう意識というんですか、やっぱり自分の命は自分で守らなきゃいけないばかりじゃなくて、お互いに、まあ、助け合ってみんなで命を守っていこうと、そういった意識を醸成していく必要があるというふうに思っています。まあ、そのためにはやはり公民館であるとか、あるいは町全体としての、まあ、学びの場をですね、提供していく必要があるというふうに思っております。先ほどの、まあ、ああした、あのう、個人情報の問題もやはり皆さん、地域の皆さんがそういうことを共有してですね、やっぱりこれは大事なんだとそういうことをこう後押ししていくような役割が、まあ、社会教育行政にはあるんだというふうに認識をしておりますので、そういった意味で教育方針、また地域座談会の中で、そうしたことを進めていきますというふうにお話しをしたつもりでございます。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、よく分かりました。それでその後に書いた、ちょっと、あのう、頭の中がこんがらがってしもうたんですが、それで今のいろいろな災害時に、災害が起こったときに全国的にはこれは公民館が積極的に、そうした避難場所にも指定されておりますし、公民館がそういったことにかかわる例が全国的にはあるんだそうです。ほいで2006年に全国の公民館連合会が公民館における災害対策ハンドブックという物を発刊されております。これをこのマニュアルを

基にして、公民館が避難場所として指定された場合にいかに公民館動くべきかということで、いろんな活動を全国的にはされておるんだと思います。ほいでそういったことに教育委員会として踏み込もうとされたのと、ではないかと私誤解をしとりましたが、やはりこういった例が全国的にはあるかも知れません。あるかも知れませんが、この邑南町では基本的には防災計画をたてた段階から、地域の自主防災組織、特に自治会を中心とした自主防災組織で進めていくという方向があるんで、ここで公民館が出てきてもらいますと、ちょっとそこで住民が混乱するんですよね。とこがあらう思うんですよ。そこんところで教育委員会の考え方というものをはっきり聞かせておいて欲しかったです。そこで先ほど教育長の答、答弁の中にありました、一般的な今の防災に対する町民の意識を高めていくとか、例えばいろんな面で個人的に防災についての準備をせにゃあいけんとかいろいろあると思います。そういったことにしての学習会とかいうものはどんどん進めて行ってもらいたいと思うんですが、あのう、9月のときにもその教育という観点で防災も考えていくべきではなかろうかということも話をしましたが、今、現在、邑南町の地域防災計画の中にはそういった公民館の働き、言いますかね、あのう、住民のその防災に対する意識を高めるために公民館はいかに動かにゃいけんかいうところが、明記されておりません。公民館はただ町の施設として避難場所として提供するいうぐらいのことしか載っとらんの思うてます。私が、私がようそこを理解できんのかかもしれませんが、のように私は理解しとるんですが、教育長もこの防災会議が課長は必要だ言われます。そのメンバーの中の一人であります。それからいざ災害が起こったときにゃ、教育長も、副本部長ですかいね、になることになつとります。そこでやはり、あのう、地域の中が混乱せん範囲で、公民館なり社会教育としてこの防災にいかにかわるべきかということ、今後地域防災計画を練っていつてもらう間で、教育長、教育委員会の考え方をそこに埋め込んでもらいたいと思うわけですがいかがでしょうか。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(松本正) 土居教育長。

●土居教育長(土居達也) 先ほどの答弁の中で、教育行政が果たす役割について、まあ、述べさせていただきましたけども、まあ、公民館が避難場所になった場合、まあ、公民館が一自治会でない場合もたくさんございます。ただ、公民館が避難場所になったときに、そういう、まあ、自主防災の、まあ、リーダーの方とその公民館主事なり館長さんが、そのいわゆる行政とどういうふうにかうコミュニケーションをとっていくであるとか、地域の中のいろんな方と、コミュニティ、あのう、コーディネーターをするとか、そういう公民館主事としての役割というのも当然私は必要になってくるんだろうなと、まあ、能力として必要だろうと思います。ただ、それは自主防災組織を動かすということではなくて、コーディネートするという立場つというのは必要じゃあないかなというふうには思います。それと、まあ、あのう、今回の東日本の大地震につい、つきましても学校が、まあ、避難場所になる。で、学校の先生方がほんとに家庭のことも、まあ、顧みず一生懸命そういうこと取り組まれて、いうことを評価されております。まあ、学校においてもですね、避難場所になるような場合も可能性がありますので、ご指摘のとおりそうしたことも想定して今後はそういった研修なり考え方を持つような進めていかんやいけない問題だというふうに思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(松本正) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、それではこの邑南町地域防災計画については新しく危機管理課もできて、そこで充分練つてもらうとりますし、また教育委員会もそういった形で今の地域の、あのう、

町民の意識を高めるための学習の場を提供していただければきっといい計画になったり、また新たな自主防災組織が生まれてくるんじゃないかと思います。最近ある地区の方から、こんなあ、何とか防災訓練をしたいんだが、どこへ様子を聞きいきやえかろうか、市木で誰ずやりんさった、どこへ様子を聞きにいきやえかろうかいうような話も伺いました。やはりじねんじねんに高まってきとる思いますんで、これを何とか町内全域へ広げて、万が一のときに十分な体制ができるように、また、あのう、準備を進めていただきたいと思います。それではええと時間も少なくなりそうなんです、ええと、エネルギー政策研究会のことについて、今回は、あのう、数名の方がこれについて質問されとりますが、ちょっとこれは、あのう、今までに答弁のなかったところで、お伺いいたします。審議の進捗状況は、いうことは、これは昨日今日、あのう、答弁がありましたが、その中でありますのは、県が邑南町に補助金を出してくれております地域貢献型再生可能エネルギー創出モデル事業、これとは別に県独自で、小水力発電の適地調査を進めると中国新聞で報道されました。これによりますと県内19市町村を対象に用水路、河川、上下水道、砂防ダムの中から各1、2か所を現地で調べると。年末を目途に施設整備の妥当性を報告書にまとめ、市町村や地域住民の設置を後押しするとありました。町も同じことをやりよります。県も進めます。これは何とか、ええがに連動して、無駄の無いようにいち早く県の方の情報それで県の方にも町の情報を提供して無駄のない早い時期に、年末とは言わず、早い時期に邑南町での可能性のあるところの適地を見つけてもらおうということができませんでしょうか。この県の動きについて現在のところ掴んでおられる情報を教えてください。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** あのう、新聞報道等にもありましたが、あのう、今月ですが、6月11日でございますが、あのう、島根県再生可能エネルギー導入促進協議会というのが結成されております。これは、あのう、県と、あのう、県内の全ての市町村で、あのう、協議会というものが立ち上がりました。で、具体的には、あのう、再生可能エネルギーについて、県と市町村連携しながらそういった、まあ、可能性等探りながらどういう施策をするかということについて、まあ、研究を進めていくような組織であります。で、あのう、今議員おっしゃられましたように、その中で、あのう、小水力発電導入調査というのを実施方針というのが県の方から示されました。で、これは、あのう、スケジュール的には本年の7月から、あのう、年末までをかけてということであります。で、事前に市町村から候補か所を聞き取りをされまして、あのう、県内約50からすべ、全部で50から100か所程度について、あのう、水路の状況とか、流量、権利関係、そういったものも考慮しながら、あのう、実現可能性について調査されるというものであります。具体的には発電形式とか想定発電量、コスト、あるいは保守管理体制等についても、あのう、結果が出る予定でございます。それでちょうどうちの方も町単独で調査を予定しておりましたんで、まあ、これは非常にいいことだなというふうに感じました。と言いますのはやっぱり、あのう、それぞれ、あのう、出力の大きさというのもございますし、あのう、県にやっていただけたところは、できるだけ県にやっていただいて、あのう、きめ細かにやるところはやっぱり町でもやっていくことができると、まあ、あのう、できるだけたくさんか所が調べられることができますんで、あのう、使い分けをしながら、あのう、県にお願いするところは県にお願いしながら、あのう、進めていきたいと考えております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、今の答弁のようにできるだけ今の県を使われるところはつこうて、やつ、あのう、無駄のないようにしていただきたいと思います。しかし、言いますが、年末までにいうということで、県もそれぐらい期間を持ってやっとりますが、今度もう10日先ですよ。7月1日からはこれは再生可能エネルギーの全量買い取り制度が、もう始まります。ね、7月からもう始まるんであります。そうした中で島根県なり邑南町はまだ今から候補地の調査の段階です。インターネット等で見ますと鳥取県、岡山県、山口県等は広島県もだと思いますが、もう去年のうちにもう準備をして候補地を選定をして、この買い取り制度が始まったらすぐそれに乗れるように段取りをしとるような様子です。それとこの全量買い取り制度は特別措置法であります。できた当初から2020年には全廃するという当初の目的の中で、3年ごとに見直しをしていくという、あります。ほいで今、あのう、案として出されておる買い取り価格ですよ、買い取り価格は今の原発の状況が今のような状況ですんで、一番条件のええ言いますか、単価の高い状況にあらう思います。3年先で見直しがあった場合は、今大飯原発の再稼働とかいう話が出ておりますんで、また原発のほとぼりが冷めてきたりすると、この単価はどんどん下がっていくと思います。新たに大きな投資をして、発電、売電を考えるには余り時間的余裕がないと言いますか、もう急がにやあならん時期に来とるんではないかと思います。そこで町が考えるとき、今朝もありました発電にはいろいろ小水力、あのう、小発電、あのう、マイクロ発電いろいろ、あのう、レベルがあると言いましたが、そこで何に利用するんか、どういった投資ができるんかいうところを早めに計画して、いかにやあいけん思います。水力の場合は特に河川を使う場合、1級河川で新たに工作物を作るとはとても今の状況では国も国交省がなかなか認めてくれんような様子だそうです。既設の落差高であるとか、用水の取水口、そういったものを利用していかんと川へはなかなか手が加えられん、新規にやろう思うと、海へ出るまでの地権者の同意がないとなかなかこれは、あのう、許可にはならんそうです。そうしていきよと3年経った内に、買い上げ単価は下がっていくという状況にありますんで、これは急ぐ、急いで早く結論を出すべきだと思います。そいで平成20年の地域、邑南町の地域新エネルギービジョンにありました、調査してあった河川を見ますと山ん中のあんまり権利調整が難しゅうないような、水量が少ないところを調査してあります。これじゃあなかなか有効的な発電はできんのはむりやあないよう思います。かと思ひます。で、邑南町は山陰側で雨は多い、江川の流域だとは申しまして、割合邑南町の中の江川、そのなめ、あのう、どがあいうか、高低差が少のうて、落差が少ないいうんで、なかなか条件にあうところがないんじゃないやなろうか、年間通じて安定した水量が採れるところがないんじゃないやなろうかと思ひます。そこで今の町が今二つに絞っておられるという、小水力とバイオマスについてですが、そのバイオマスについてはちょっとこれは真剣にもうちょっと考えていただきたいと思います。今資料を皆さんとこにお配りしたんですが、私のとこにはありません。どこいったかな、ごめんなさい、すみません、持って来た思うたんだが、すみません、これはですね、発電、あのう、新エネルギーを発電に使う場合、発電した場合、これを例えばここでいやあ、中国電力へ売電する場合を試算をした数値です。ほいでこれは他のところの資料を加工してち小そうしてあります。だからこん中には町内では該当せんだろうと思います。地熱言いますかな、地熱発電等は省略しております。それと太陽光、風力、小水力にしても、あのう、KW、発電能力の大きなものはまず不可能だ思うて、それは省いて皆小さいものをここに挙げておりますが、太陽光が今キロ当たり、1万円の補助金がついとりますが、これも新規でやりますと、買い取り期間は10年ですが、42円で買うてもらえる状況なんですよ。そうすると太陽光も42円で買うてもらえるんなら、中電さんから普通みんなが使うという単価よりもかなり高いんです

よね。そうするとこれを発電して高こう売っという安い電力で使やあええいうことになります。他の電力にしても、中国電力さんが、あのう、皆さん方へ、私たちに提供してくれる単価よりもこれはずっと高いものへは今なつとります。ほいで小水力、先ほど言いました、真ん中にあります小水力でいうと、200KW未満でしょう、ほぼこころでやると。そうするとKWあたり、建設費が100万円ぐらい掛かるんじゃないかなろうか、そして今の試算では35円70銭ぐらいで国が買い取ってくれる、電力会社が買い取ってくれるという予想です。で、その買い取り期間は20年です。その表の中で一番右側、バイオマスですが、これは木を燃やして発電するんですよね。これは建設費の欄を見ていただきますと、これは標準的な建設費だろうと思うんですが40、KWあたり41万です。これは太陽光よりも、他の、あのう、方式よりもずっと安いです。そいで買い取り単価は33円60銭。これは運転の維持費がかかりますがこれは人件費等もいると思いますが、ランニングコストがかかりますが、これは地元に落ちるものであります。いうことになると初期投資が低くて単価もかなり高い、この木質バイオマス、これを使った発電、これにもうちょっと力を入れてみてもらいたい。木を燃やすんだからCO2の問題もクリアできます。ほいで今朝ほど町長の答弁の中にもありました山を、あのう、わけの分からん外国資本が買いあさると言われましたが、町内、まあ、町内だけじゃありませんが、山に対する関心がたいへん皆低いです。資産としての山の価値はほとんど皆さん方期待されておられません。だから何ぼかで買います言われりゃあ、はあそうですかいってすぐ売のような状況だろう思うんです。ほいでこの木質バイオマスで発電することによって、大きな儲けにやあならんにしても、山を利用することにはなろう思います。山の木をどんどん切って燃やして発電をする、それによって何ぼかの赤字は出るようでも、山へ関心が向く、山を甦らせることができるのではなかろうかということで、この木質バイオマスも今後今の研究会で検討していただきたいと思うわけでありましたが、いかがでしょうか。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 番外。

●**議長(松本正)** 沖企画財政課長。

●**沖企画財政課長(沖幹雄)** 議員ご指摘の、あのう、全量買い取り制度ですけども、6月18日に経済産業大臣の奨励とか告示が交付されて、あのう、案のとおり正式に決定していると思います。それで、あのう、お尋ねの木質バイオマス利用でございますが、あのう、何回も今回の議会で、あのう、小水力と木質バイオマスに絞って、あのう、研究しているというふうに申しあげましたが、実は、あのう、木質バイオマスの方は、あのう、燃料としての利用を今検討しております。それで発電の方なんですけど、あのう、技術的なもんが成熟して汎用性が出ているかどうかというのが、ちょっと今自信がないものです。小水力なり、あのう、バイオマスの燃料としての利用はもうかなり普及がきて、あのう、機器自体も汎用化されております。そういった点でちょっと今、あのう、答え難いんですが、あのう、提言ございましたのでそのへんを調べてみたいと思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(松本正)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、バイオマスについても研究を深めていっていただきたいと思います。それでええっと、太陽光の補助金も、太陽光発電の補助金も県のがありますんで、個人的にこれからこういった資料によって民間、個人でこういったことを、あのう、どんどん進むように、また精力的に進めていただ、あのう、推進していただきたいと思います。この度の、あのう、全量買い取り制度、高こうに電力を買い取る、その分は全て消費者言いますか、電力を使う人に還、還元じゃあないけ、あのう、負担を強いられよる、電力会社は高こうこうても全然腹がにがらんの

ですよね。いうことは島根県内邑南町でこういった施設をせんと、よそがもうけんさる分で、よそがもうけんさる、邑南町は島根県は、その高い電力代をな、払うばかりになってしまいます。そこで何とか島根県邑南町でも何とかその高い電力代、電気代を払うんなら、ちいとでもここへ金が落ちる方法を急いで検討していて、検討していただきたいことを要望しまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

- 議長(松本正) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は3時15分といたします。

—— 午後 2 時 5 7 分 休憩 ——

—— 午後 3 時 1 5 分 再開 ——

- 議長(松本正) 再開をいたします。続きまして通告順位第9号長谷川議員登壇をお願いします。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

- 議長(松本正) 長谷川議員。

- 長谷川議員(長谷川敏郎) 日本共産党の長谷川でございます。ただ今から6月議会にあたり4点の問題について質問を行いたいと思います。まず最初に町民の命や安全を脅かす問題として注目されています原発と米軍機の低空飛行の問題について、順次質問したいと思います。原発の問題では、6月の初旬に野田首相が大飯原発の再稼働について容認する見解声明を発表いたしました。この問題では去年の福島原発以来、新しい安全基準もまだできておりませんし、そしてまた安全が100%保障されているわけではありません。こうした中で、いわば国民の原発に対する不安、怒り、そうしたものに対して真正面から挑戦するかの如きの態度であります。早速稼働しようとした大飯原発でも、すぐに問題が生じてその事態を国民の前に隠すというような事態まで発生しているところでございます。今議会でも、中村、中村議員の質問に対して、去年の6月での質問のときの考えと何ら答弁は、答弁と考え方は変わっていないということが、町長が述べられました。改めてこの問題について町長の原発再稼働についての姿勢、見解についてまず伺いをしたいと思います。それから2番目にはこの4月から邑南町のこの役場の前にモニタリングポストが設置されました。まあ、ポニ、ポニタリングと書いておりますが、モニタリングポストでございますが、これは10分おき、1時間おき、1日おき、という非常に細かな形でデータがインターネットでは公開されています。で、この問題について今後どういう形で町民の皆さんに公表していくのか、まあ、実際には、あのう、文部科学省等が、あのう、その日常的な調査、あのう、ということで利用するんでしょうけれども、せっかく邑南町に設置していただいたわけですから、これを大いにきちっとこう、あのう、活用し、こうようにして、公表して行くということが必要だと思っておりますが、そのへんの考え方。それからこの二つは原発の問題ですけれども、もう1点、低空飛行、米軍機の低空飛行訓練の騒音等の被害についての問題です。去年にも浜田市で旭町や旧浜田市内で大きな問題が発生しました。で、この問題では共産党の浜田の市会議員や県会議員が中心に、調査に入り様々な角度から測定をし、高度についても明らかに低空飛行の約束を逸脱した、低空飛行訓練であることは明らかにし、議会でも、市議会でもまた県議会でも取り上げ、先般県知事は岩国基地に訪問いたしました。で、その大きな切っ掛け、切っ掛けになったのは浜田市の旭支所が、の屋上に騒音の測定器を設置し、日常的にその数値とデータで騒音を明らかにして、訴えていくということだったと思います。そういう意味でも、この邑南町で、被害状況の状況把握と町独自の、独自の騒音の測定器の設置など、などについてはどのように考えているか、まず最初にこの3点について答弁を求めたいと思います。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 三つご質問ございましたけども、最初の大飯原発の問題については私がお答えし、残りについては危機管理課長から答弁をさせたいというふうに思います。この大飯原発の再稼働容認の問題でございますが、脱原発を私は思ってる自治体の長として、これはやっぱり見過ごすわけにはいかないというか、非常に残念であるというふうに思います。で、当初から福島の事故がほんとに津波だけなのか、地震はどうかということがまだ十分に解明されてない、これは、あのう、溝口知事もたいへん心配をされているところであります。私も同感であります。それから、あのう、首相は私が責任を持つと、こういうふうに言いましたけども、それは持てる問題じゃあないと思います。首相がどうやって責任をとるのか、それはそんな問題じゃあない。したがって、まあ、あのう、今騒がれている原子力規制委員会ですね、これまだ設置されてないわけですね。ようやく法案が提案された段階で、まあ、早ければ9月ということのを伺ってますけども、まあ、そこでしっかり公平に判断していくという委員会だろうというふうに思っておりますが、それがまだなのに、じゃあだれがどうやって今回判断したのというような感じでございます。議員もご指摘のように免震重要棟、まだ27年度、7年度中にしかできないとかですね、防潮堤も計画のみであるとか、避難経路もまだ不十分ですね、そういった計画も十分で、できてない。で、やっぱり今回のことはやっぱり住民の安全と経済を天秤に掛けること自体がどうもおかしいんじゃないかなと、まあ、いうふうに思います。しかも、あのう、大飯のあたりはやはり活断層があって、連動すればたいへんな地震の大きな震度になってくるといわれているわけでありまして。で、一方、あのう、大飯町の方でもですね、あのう、今回はいろいろアンケートも出ておりましたけども、まあ、その中で賛成が多少上回ってるということではありましたが、賛成の中でも半数以上は不安を持っているということでもありますね、それがアンケートで出ております。いやいやながら、はあ、いろんな事情で賛成が多少上回ったのかなということも思います。で、先般、あのう、細野環境大臣、担当大臣がですね、NHKに出演しておりました。多分、皆さん方もクローズアップ現代を見られたというふうに思いますが、私は実はびっくりしたんですね。その大臣の発言。で、まあ、あのう、今回の、まあ、まずは稼働して、で、その後に原子力規制委員会なるものができた、で、その結論でまた停止もあり得るというようなですね、非常に、そんなことは何でやということですよ。だから非常に何か、あのう、方針があやふやというか、あのう、まずいということでもあります。それからやっぱり今の政府の情報の出し方というのが、非常に、まあ、隠されている部分も相当あるんじゃないかなあと、まあ、私も内心思ってます。先般も新聞に大きく報道されましたけども、福島原発が起こってすぐ米軍機が飛んだと、で、それは放射能測定を計りに飛んでいったわけです。その測定値を国の方へ、文科省の方へ伝えたんだけど、それが全く公表、公表されてない。その間やっぱり被爆という問題が出てくるわけでありましてねえ。したがって非常に今の民主党政権の対応というのはたいへん問題があるなど、まあ、こういう思いでいっぱいでございます。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 番外。

●議長(松本正) 細貝危機管理課長。

●細貝危機管理課長(細貝芳弘) 議員からご質問がありました、確かに、あのう、役場の前にモニタリングポストが設置されております。これについては自然界の放射能の量を、まあ、観測する装置でございます、広報おおなで5月にご紹介したところでございます。また、あのう、この観測場所は、島根県内においては、松江市、邑南町、大田市、江津市、浜田市に、それぞれ設置してあることはご承知だというふうに思います。この測定数値でございますが、議員がおっしゃいました

ように、10分おきに記録をしてあります。これは文部、文部科学省のホームページを見ていただくと確認ができることとなっております、まあ、これもでアドレスも紹介したところです。で、あのう、まあ、今日昼現在で、1時間の単位の測定値でございますが、 $0.047\mu\text{Sv}$ という数値でございます、ちょっと分かりにくいんですが、まあ、日本人が年間自然界から受ける放射能の量として $1.5\text{mSv}$ という数字があるそうです。で、これを $0.047\mu\text{Sv}$ を年に換算しますと、 $0.41\text{mSv}$ ということでございます、まあ、あのう、日本の平均の10分の3ぐらいを体感しているということでございます。この数値の公表についてのご質問でございますが、現在では、広報に毎月、防災というテーマで、いろいろ掲載しております。この放射能数値に関することとも危機管理の分掌の中にあり、この一つとして、今後紹介していくことも考えております。続きまして米軍飛行の関係でございますが、これにつきましては邑南町では合併前の旧石見時代から、この米軍飛行と思われる現況把握をしてあります。随分古くなりますけど個人の住宅のガラスが割れるなどの被害もあったのは、記録に残っております。まあ、最近では、あのう、先般の日和地域の行政座談会の事前質問の中で騒音等の苦情が出されております。また、あのう、騒音等の苦情は適時おっしゃっていただく町民の方もいらっしゃいます。で、具体的な被害という、あのう、物理的なものでございますが、その報告は今のところありません。島根県も早くから、まあ、実態把握をして、するとしておりまして、最近では一定の基準で、まあ、飛行高度とか騒音条件について5段階の区分でそれぞれ表記しておりまして、半期ごとにですね、島根県に報告しているところです。で、去年は邑南町としては44件を報告しておりまして、21年に益田市さんと浜田市さん、江津市さん、川本町さん、と邑南町が石見地域在日米軍機飛行騒音等対策連絡会というのを組織しております。5月に、まあ、会合があったわけでございますが、先に議員おっしゃいましたように旭町のその機械の設備について報告があったところでございます。まあ、いずれにしても、島根県と連絡、連携して、こういう問題に対して対応していくということでありまして、溝口島根県知事も3月の島根県議会で石見地域の在日米軍機飛行騒音等対策連絡会と連絡、連携し、調査要望するという考えを示されておるところでございます。5月の会議の中で島根県は、ここで提案があったわけござい、ございますが、具体案として騒音測定器、議員おっしゃった騒音測定器でございますが、関係自治体に配置する方針を示されております。またこの8月にまた旭支所で会議をしますが、まあ、これは、あのう、その物を担当も是非見たいという要望をしたところ、会議の場所が決定したわけございまして、その後の県の動き等も、ここで聞かしていただきたいというふうに思っています、まあ、県と連動してやっていきたいということでございます。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 最初に申しあげましたが、去年の6月の議会答弁で、まあ、あのう、その一部を紹介しますと、町長は原発の安全神話は崩れたと、手に負えない恐ろしいものと認識したと、そして安全性が100%保障されない中で脱原発に向かわざるを得ないというふうに述べていらっしゃいました。正にそういう自体は何ら変わってないと思います。先ほど町長が答弁で述べられましたように、実際、福島事故の原発は、あのう、事故は終息は実際しておりませんし、誰も終息したかどうかは確認に一人も行っていないわけですから、あのう、そのことも明らかです。更に事故の原因も解明されませんし、安全基準は、あのう、町長おっしゃいましたように規制委員会が設置されてませんから具体的な安全基準の新しいものはまだないと。まあ、そういう中で言えば、まあ、暴走のような事態だというように思うわけです。そして国会でも事故の調査委員会が設置さ

れましたけれども、この野田総理の稼働、再稼働容認について、正に日本中がですね、国会の事故調査委員会という、国会の、あのう、国の最高の機関の中で調査をやっている途中で結論やそうした報告もでないのに再稼働なんていう結論は、もう正に日本の政府の中樞がメルトダウンしてるというように、あのう、そのとき見解を発表しています。まさにこういう事態を食い止めるために今何が必要なのかという点で考えますと、確かに大飯原発の危険性や、そうした問題を指摘し、全国の原発の危険を指摘することはできるでしょう。もう一つ大事なのは原発ゼロをはっきりめざすということを、表記、あのう、表明することではないかというように思うわけです。中村議員に対する答弁で、その抽象論とかそういうことじゃあなくて具体論で具体的に訴えるということが、これからこの邑南町では大事なんだという主張をされました。具体的に訴える点では原発ゼロをめざす市長の会へ町長も参加をされていくことはどうでしょうか。島根県でも例えば知夫村の村長さんは参加されてます。まさに知夫村は目の前に原発が見えるわけですね、そしていざ事故が起こったら逃げの手がないわけです。だから正に安全問題をはっきりさせるまでは稼働してほしくないし、できれば無くしてほしいというのが問題です。で、エネルギー問題で、節電の問題や電力不足が言われていますけれども、この問題でも関西電力は、去年の段階でも25%不足すると言っていたんですが、結果的には最終的にどんどん数字を下げて、最終的に3.8%、それも一番暑い日に数時間3.8%不足するということでございますが、その一番暑い日の気温の設定温度は42度です。こんな高い温度にしたら、そりゃ当然みんな、あのう、クーラーを使いますよね。そういう無茶苦茶な設定で電力不足を宣伝し、再稼働に、あのう、押し込んでいくというこういうやり方も許せませんが、まず大事なのはやっぱり、原発ゼロをめざすということで政治的発言をしっかりしていただきたいということです。それから2番目のモニタリングポストの問題で、最新の数値を公表していた、いただきました。やっぱり、あのう、モニタリングポストができてよかったなあとも思っているのは、例えば5月の下旬から6月の中旬にかけてずうっとだいたい、あのう、晴天が続きました。で、それで6月の7日、8日に雨が降りました。で、こういうとき、あのモニタリングの数値がポーンと上がったんですね。通常だから0.049から0.5ぐらい、先ほど0.47とおっしゃいましたが、その数、その数値が0.68から0.69へポーンと上がるんですね。だからやっぱり雨が降れば空気中のそういう、その放射性線核とか何とかいうんでしょうか、そういうものがやっぱり、あのう、増えるんだなあということもよく分かりました。ですから、こういうデータは今後とも公表していくということで是非広報では、あのう、その数値の説明も含めて今後載せていっていただきたいというふうに思っています。それから、あのう、3番目に米軍の低空飛行訓練の問題については経過もおっしゃっていただきました。で、8月に集まって会議をしてそれから云々ということで県のお金を当てにして、測定器の設置ということではなくて、率先的にこうした問題で、まあ、ある意味じゃあ、あのう、リーダーとして活動してきた邑南町ですから、本所、支所、そして公民館等にどのように、まあ、するかは別ですけども、設置をしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。そしてこの問題でも町長の施政として、実は平成17年の6月、今から7年前、8年前ですか、あのう、こうした低空飛行の問題や岩国基地の増強の問題に関連して、質問したときに町長も、また現地でも行って現場の生の姿を見たいと答弁していらっやいます。それから既に7年が経ちました。県知事は先に行ってしまいました。町長はこの7年間で岩国基地の状況視察や、またそうした問題についてどのように対応されたのでしょうか。当時の米軍の司令官はわざわざ来なくてもいいからしっかり頑張ってその努力するからという手紙を文書で回答されていたように思い、いたような記憶がございましたけれども、実際どういう行動で

しょうか。更にそうした問題を含めて今岩国基地と米軍の低空飛行の問題にプラス大きく話題がクローズアップされているのは、オスプレイ、危険な何時落ちるか分からない飛行機ですけれどもこのオスプレイの配置について、岩国への配置という問題が大きくクローズアップされています。この問題についての見解について、町長のお考えを伺います。とりわけ一昨日ですか、このオスプレイを配置して具体的に何処でどういう訓練をするのかという日本中の訓練のコースまで発表されているということで、アメリカの方は、もう絶対に配置するみたいな気持ちですが、やはりそうではないんだということ、この邑南町からもあげていかななくてはならないと思います。町長のお考えを求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(松本正) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええと、3点にあったと思います。で、一つは、あのう、騒音器の設置の問題です。で、まあ、県の方も積極的に設置については動こうとされてます。ただ、あのう、我々が例えば必要な台数が満たされるのかどうかということも含めてですね、まあ、県に当然お願いをしなきゃいけません。じゃあ、その例えばこれしかできないよと言った場合、残りの台数をどうするのかということについては私は前向きに考えていかなきゃいけないというふうに、まあ、思っております。で、あのう、浜田市でもああやって非常に、まあ、有効性が言われてますのでね、できるだけ早い段階に不足分については設置をしていかなきゃならんなあとこういう思いであります。それから岩国の問題ですけども、あのう、まあ、知事は行かれたわけです。恐らく知事も、まあ、直談判でいわゆる司令官にお会いしてという思いを伝えたかったというように思います。で、これは確か、結果的ににお会いになったというふうに思います。で、私も当時の状況をこう思い出すに、やっぱりお会いしてですね、やっぱり直にフェイス・トゥ・フェイスでやっぱり話していかないといけないなとこういう思いの中で、あのう、行こうと思って依頼を出したんですが、会っていただけなかったということでもあります。若干そのへんが一首長と知事さんでは、また違うのか分かりませんが、でも、まあ、その後おっしゃったような書面が返ってきております。まあ、あのう、ただ、漠としてですね、岩国基地に行って状況はどうかいなあとこう思うのはやっぱりちょっともったいない。ですから、まあ、今オスプレイの話も出ておりますけれども、そういうことが現実にもこう迫りつつあり、あるな、であればやはりこの考えていかなきゃいけない問題ではないかなと思っております。で、しかも、オスプレイについては、あのう、これ宜野湾の市長さんも、沖縄の、その配備の反対の声を上げていらっしゃいますし、それから岩国そのものがですね、非常に国に対して不審、怒りの声を上げていらっしゃるわけでありまして。で、これは、あのう、一昨日か昨日か、このオスプレイの飛行、飛行機の構造的な欠陥と言いますか、あのう、非常に操縦しにくい欠陥があるんじゃないか。したがって、まあ、墜落もありましたけれども、非常にそういった安全性が不十分のまま、この国内に導入されるということはやっぱり安心安全の面でたいへん大きな問題があるんじゃないかなというふうに、まあ、思っております。

●議長(松本正) 原発ゼロです。具体的に訴えるか、町が。

●石橋町長(石橋良治) ええと、最初の質問ですね、まあ、あのう、脱原発を、まあ、めざす首長の会というのをあることは私も最近承知しました。で、確か鳥取県では北栄町が唯一、それから島根県で、ごらんのように知夫村ということでもあります。それが今60自治体ぐらいだろうというふうに思っております。で、私は、あのう、この問題についてはとにかく思想とかそういうことが先行してはまずいと思っております。で、そういうことではなくてほんとに、あのう、まあ、いわゆるそ

の原、脱原発について深める、また深まる勉強の場であれば大いに、まあ、行って勉強もしたいなあという思いであります、じゃあそ、そこに参加、じゃあ明日からするのかということについては今暫く考えさせていただきたいなというふうに思います。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 水源の里の、あのう、会議のときにも町長も積極的に参加していただいて、結成総会から全国の副会長という重職をやられたわけでございます。まあ、そうした点でもこうした原発の問題ではほんとに首長さんがどなよ、どのように動いていただけるかということは、あのう、先ほど照会された大飯町の住民アンケートをですね、賛成と書かざるを得ないけどほんとは不安でたまらないんだっていう、そのことが、あのう、表れてるんだけどそういうことにきちっと答えていくのが首、あのう、自治体の首長だと思いますので、是非、あのう、暫くと言わずにしっかり考えて早く良い結論を出していただきたいと思います。で、2番目に下水道の全戸普及を進めていく問題について、質問に入りたいと思います。下水道の整備については膨大な公共投資をしてきましたし、水環境の改善ということで進めてきました。しかし現在、未、未接続の問題がございます。これは、あのう、別に邑南町だけではなくて、全国的に大きな問題になってると思うわけですが、邑南町の農業集落排水、公共下水、それぞれのいわばこう地域毎ですか、の未接続の状況について、現状を説明していただきたいと思います。そしてこれもですね、まあ、ざっと結論から言います。結論から言いますと、あのう、前前回のとき、町長が初、初当選、当選されて翌年の6月議会で、やっぱり合、あのう、合併浄化槽、公共下水も無い集、農業集落排水も無い、そういう地域ではやっぱり合併浄化槽しかないの、これを一気に進めていくということが必要だということで、ちょうど平成17年度の当初予算では石見地区に、60、40戸、羽須美地区に20戸で全体では60戸の設置ということで、まあ、進んできました。で、そのあと平成17年も18年も、19年もこの程度の規模の、あのう、50戸の上ちょっと越えるぐらいのあれ、あのう、設置のペースで進んできましたけれども、そのときに17年のときに町長は、いわば全戸に合併浄化槽が設置し終わるのには全体では20年ぐらい掛かる計算になるんですね。当時。それが20年なんて長いと、もう10年ぐらいで最終の目標、最終目標年度を決めて一気にやってしまうんだという話をされておりましたけれども、これが平成20年ぐらいからはもう40戸を割ってる事態です。なかなか進んでいません。で、やっぱりその原因がなんだろうかということも含めて、どのように分析しているかということをお伺いしたいと思います。

●**上田水道課長(上田英至)** 番外。

●**議長(松本正)** 上田水道課長

●**上田水道課長(上田英至)** 失礼します。ええと下水道関係のですね、未接続の関係のご質問ございました。ええと合併浄化槽につきましてはそのあと説明させていただきます。まずええと、公共下水でございますが、まあ、石見地域でございますが、一般世帯総数が千443戸でございます。で、接続が千242戸、パーセント程度は、ええと86%がこれ接続でございます。農業集落排水羽須美地域が92%、で、瑞穂地域98%、石見地域90%、全町の方で96%。で、あと合併浄化槽でございますけれども、羽須美地域の方が46%、瑞穂地域の方が96%、石見地域の方が70%、全町で71%になつとります。トータルで今言ったように下水、集排、あと合併浄化槽等の接続状況でございますが、羽須美の方が64%、瑞穂が98%、石見の方が82%、全町で85%になつとります。それとあわせて合併浄化槽の状況の方、あわせて説明させていただいてよろしゅうござ

いますか。ええと町が設置して管理する合併浄化槽は今年3月末で千442戸ございます。市町村整備推進事業により、平成17年度から平成21年度までの5年間で汚水処理施設整備交付金で設置しました。計画基数は400基でございましたけど、254基設置しました。年平均50基設置し、実施率は64%でございます。また平成22年度から平成26年度までの5年間につきましては循環型社会形成推進交付金により150基を設置する計画でございます。平成23年度までの2年間で43基設置しました。平成17年度から、年平均42基を設置しておりますけ、設置し、計297基設置しましたが、年を追う毎に設置希望者が減少しております。で、その原因としましては、うちの方も、あのう、アンケートを取っておりますが、まず、加入分担金の関係、宅内工事等の経費の負担の関係、あと使用料の発生、後継者の不在、高齢者世帯、未加入でも不便を感じない等の理由でございます。まあ、町としましても広報等によって、まあ、加入をお願いしておりますが、費用負担を伴い家庭内の諸事情に関与することであり、まあ、強制は困難でございます。またトイレ関係の改修等に対する、まあ、利子補給やつとりますけれども、まあ、宅内工事に対する助成は行っておりません。そこらも背景にあるかなと思うとります。まあ、今後ともインフラ整備でするので、十二分に推進をしていきたいという考えをもっとります。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 概ね、その例えば農業集落排水は、まあ、あのう、地域によってもですけども、相当その接続率は高い。一方公共下水の方は、まあ、低いという結果になっていますが、あのう、まあ、農業集落排水の場合は、そのいわばこう参加型の事業でして、あのう、接、その事業を導入したらやりますよ、接続しますよということを意思表示し、その人達が集まった一定の規模が初めて確定して、集落排水っていうのはできます。一方その公共下水というのはその制度上ですね、まあ、いわば区域指定をきちっとこうしていくわけですね。そういう意味では、あのう、その、その区域におる人に接、できたら接続しますという約束があって作っていくわけじゃなくて、こう区域、区域決めて、この区域があがりましたよっていう発表して、こう公示をしてやっていくという、こう法的にも制度、制度的にもちょっと違うわけです。その点でいまいち、あのう、邑南町としてきれいな水を確保していく、水源の里としての責任を果たしていく上でも考える場合、一つは合併浄化槽の設置を推進するということ、それからもう一つは、その区域内的の接続、未接続を解消するというこの二つだと思います。取り分け下水の区域については、接続をする義務があります。で、接続、3年以内に接続という義務がありますよね。そして3年以内に接続しなければ、接続しなさいという命令をすることになっています。そして命令をしてもやらない場合は、罰金という30万円の罰金という制度も下水道法の中では定められております。その点ではそういう命令や罰金を科したことはこれまでございますか。有るか無いかだけ答弁してください。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) 上田水道課長

●上田水道課長(上田英至) ええと罰則規定の適用はございません。命令を出したことございません。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 改めて申しますと、下水道法の第10条では、あのう、指定されたその区域がはっきり決まった場合ですね、あのう、下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠、その他の排水施設を設置しなければいけないというふうに書かれておりますし、第11条

の3では、公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所に改造しなければいけないというふうに書いており、それをしてない場合は相当の期間を定めて汲み取り便所を水洗便所に改装すべきことを命ずることができるというふうに書いてございます。このように法的に強制力があるということなんですけれども、その強制力を含めて、まあ、実際に、その、まあ、考え方なんですけども、一定の公共投資をしたのはそこにいる皆さんが全員接続していただいて、それでランニングコストも含めて回収できて、そしてそれが運営していけるということは前提ですよ。その中で接続しない人が多ければ接続してる人は高い下水道料金を払わなきゃ、機械が回らないわけですから、負担が増えるということになります。ですからそういう意味でも、あのう、是非接続していただくようお願いをしななければいけないというわけなんですけれども、この先ほどの、その、まあ、罰則云々までいかななくてもですね、この10条と13条の違いの問題ですけれども、あのう、例えば下水道、下水道で示された区域の中で新築をしようと思うときは、水洗便所でなければ設計、建築基準法で駄目なんです。最初から汲み取りの設計なんかしたらもう、アウトですね。ですからそういう規制もあるようなものです。で、問題は、あのう、こういう公共下水道を導入するときにそういうことが住民の皆さんに説明がされていたのかどうか。実際には命令もできないというのは説明してないからできないんだと思うんですけど、そういうことなのかどうか。そして先ほど、その合併浄化槽の分でも理由を述べ、述べられましたが、加入分担金とか維持費とか、宅内の改修だとか、そういうことを含めて、たいへんなお金が掛かるということで、後継者も帰ってこないとか、あのう、まあ、今現状でも困ってないというようなことを含めてなかなか接続が進んでないという状況だと思いますが、そういう中でこの同じ下水道法、下水道法の中にはそういう強制的な力、強制力を持ってるために、同じ第11条の5です、汲み、市町村は汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融資又はその斡旋、その他の援助に努めるものとするということになっておりますし、国はそういうことを市町村がしようとするときは、これに対してバックアップをするということも定められているところです。で、問題は先ほど課長が言い、申しましたように、邑南町の下水道、上水道、下水道、集落排水の両方の条例の中で、こういうことを斡旋しな、することは書いてあるんですが、具体的に斡旋する制度というのはありますか。あのう、融資の斡旋。利子補給というのは何処で具体的に明記されているのでしょうか。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) 上田水道課長

●上田水道課長(上田英至) ええと罰則規定につきましては下水道法11の3、その分の違反につきましては48条ということで、まあ、存じております。ただこれは資金的なこんだあ調達が困難な場合は不適用であるということの一応規定も入っております。まあ、当然今回につきましても非常にこれはそういう面で、まあ、財政的な今度は背景というのも約40%のこれは利率を持っております。で、そうは言いながらも、うちの方は推進する意味でこれは条例でございますけど、邑南町排水設備工事普及促進助成要綱というのを制定しております。告知しております。内容につきましてはいいですか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) その資金的にたいへんだからその命令だとか罰則を科さないということで不適用になるんだということではないんです。既存不適格という法制度があって、その基で適用しないことがあるんです。だから資金がないからできないということは基本的に理由にならない。

で、そこでやっぱし考えるのは、あのう、まあ、例えば通常トイレ、水回り全部改造すれば100万円近く掛かるということが言われていますけれども、ほんとに最低限必要なその水回りの改修とか、例えば、あのう、トイレを具体的に水洗にして、公共枡に接続するという、そういう工事は具体的にどの程度のお金があれば、まあ、あのう、要するに町、町としてこれでも基準クリアしますよということですよ。例えば便器でも、あのう、いろいろあるわけですから、そういうことではなくて、最低限そのきちっとした接続ができるというのはいくらぐらい掛かるのか。例えば、あのう、また、あのう、今の家は、あのう、屎尿の方は汲み取りだけれども、地域の水の環境を整備するためには、最低限生活雑排水は外に流さないよということで、それだけは接続しますということも基本的にあり得るんですね。法律の中でいえば。要するに屎尿分は外へ流すわけじゃありませんから、解釈としては。両方一緒に接続しなければいけないというふうには書いてないんです。で、そういう意味でいうと最低限の屎尿、それから生活雑排水を接続する場合、また逆に汲み取りの屎尿の汲み取りはそのままおいといて、最低限生活雑排水の分だけでも取りあえずつなぐという場合の工事費というのはどれぐらい掛かるのでしょうか。で、そうしたものに対する支援制度を作っていく気はあるのかどうか。をお伺いします。とりわけですね、上下水道の特別会計というのは基本的に公営企業会計ですから、その中から、接続推進のための予算を出すというのはできないんですね。今接続してる人が自分の料金から他の人が入る料金を払うわけですからそれはおかしい。やっぱりそれは町の方から、あのう、上下水道課に、なりに、ちゃんとそういう補助の制度を作らして、そこから会計とは別枠で払うというシステムにしなければいけないと思うんですが、そういう助成制度を作る気はないかどうかこの3点をお伺いします。

●上田水道課長(上田英至) 番外。

●議長(松本正) 上田水道課長

●上田水道課長(上田英至) 宅内工事の関係でございますけれども、まあ、これは中での敷地ですね、広さの関係、まあ、公共枡から私枡までの今度は距離とかありますけど、標準的な家庭を想定した場合、うちが掴んでいるのは50万ぐらいあればできるであろうというのはもちろんもつとりますが、ただこれはうちに今度52社ほどですね、排水設備指定工事店でございます。で、そこに対するまた一応そういう説明等もですね、あわせてやっとかんと、ただうちのこれ考えだけで動いたらたいへんなことになりますので、そういう試算だけはしておりますが、これは確定的なもんではございません。さっき、あのう、おっしゃいました、ええとですね、屎尿と生活排水の分離というのは私どもの考え方では一致合体の処理というふうに思っております。考え方は、分離じゃあございません。あと助成につきましてはちょっとこの場ではですね、ちょっと申しあげ難いと思います。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、その一致合体の処理ということを、あのう、言われますけれども、それは例えばじゅ、あのう、下水道法の11条の解釈になればそうなるんです。ところがその前の下水道法の第10条には、その土地の下水を公共水、下水道に流入させるためには必要な配水管、排水渠云々を設置しなければいけない。下水なんですね。下水というのは何かっていう問題で特定する場合に屎尿と生活雑排水を混ぜたものという理解ではないんです。だからそのところでは絶対一致合体しなければ進まないということではないはずなんです。ただ、下水と、今の法律でいうと下水道区域の中で、合併浄化槽を持っても、あのう、これは接続義務があります。だから

自分とこはずっと前に合併浄化槽を持って、その地域があとから公共下水の区域になったら、その家は合併浄化槽の排水を公共下水に接続する義務があります。その場合は尿尿と生活雑排水は合致です。けどそうでない場合はこういうパターンも可能性としてあるんだということをもう少し研究してほしいと、そうすればその50万という線がもう少し下がるかも知れない。そうして一日も早く入っていただいて環境保全のためにやっていくことが大事だと思いますし、そうした意味での後の助成制度の問題については、基本的に例えば定住企画の場合、Iターン、Uターンや、その他の3世代同居だとかのリフォームだとか含めて助成制度があります。で、それには合併浄化、例えば公共下水の範囲外だったら合併浄化槽にすることということは条件にしていますでしょうか。だからそれがなっていなければやっぱり一方じゃあ頑張っとうろうとやって、一方じゃそれ条件じゃありませんよということじゃあ、うまくいきません。それから福祉課とか含めて高齢者だとか、あのう、様々な条件のところ、それから、あのう、例えば新世代何とか事業なんですけど、生活保護を受けていらっしゃる場合には特別に国が半額、あのう、自治体に支援して、そういう接続を進める事業が試験的に行われています。そうしたもののいっぱいやっぱりもっと調査して対応していくと、何年未接続、未接続が問題だといっても全然前に進みません。そのところ具体的にこじ開けるってことで、せっかくもってる補助金制度も、そういう形で工夫して使うように努力してほしいというふうに思います。3番目に戸別所得補償の問題の関連で質問に入っていきたいと思います。あのう、東北の大震災と福島原発の問題も関連し、更に基本的には、農水省、国がですね、ギリギリの米需給をずうっとやってきているために、今年の米は、あのう、実際現実には不足してる状態です。ほんとには不足してないんだと、どっかに米があるはずだと言われてましたけれども、現在6月に入っても、あのう、米の相対価格は下がっていません。取り分け加工米に至っては、去年のこれは、あのう、東北の、一番多いのは東北の、あのう、加工米なんですけど、あのう、去年と比べて4割ぐらい高くなってるんですね。加工米の値段が。で、そういう状況で不足しています。で、主食がほんとには足りない、で、加工米用だとか網下の物を主食に回して、低下価格米で売るということで、どんどんつられて加工米も流れていくという、まあ、加工米として出してしまった限りはもう、動かないはずなんですけれども、そういう事態が起きています。で、こうした中で邑南町は、あのう、戸別所得補償のセットになってる転作対応、取り分け未作付地の解消のために去年、一昨年、飼料稲ホールクroppサイレージを、あのう、勧めてきました。一方でこの加工米については、平成24年度今年の作付では基本的にゼロであります。去年が4.77ヘクタールだったと思いますので、あのう、なぜゼロにしたのか、そして加工米等の価格の動き、流通の状況はどうなのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 加工米についてのお問い合わせであります。ええと従来、あのう、邑南町では加工米というのは水田の一部で転作をしたいという場合あるいは水田以外で、水稻以外で転作するとか、まあ、難しいという農家さんが取り組んで来られたという経緯がございます。で、これを収穫いたしますと集荷業者の方で最優先でその面積分を隔離をするという方法がとられております。主な用途は味噌でありますとか、清酒でありますとか、焼酎でありますとか、玄米茶でありますとかいうふうなものに使われております。先ほど40%ぐらい上がっているというお話しでしたが、確かに、あのう、今の相場は、あのう、去年に比べましてやっぱり、あのう、3.11の事件、事故があってから、あのう、加工米特に、まあ、値上がりをしているようで来年以降についてはこれ

がまた見通せないで、これが一時的なものなのか、まあ、長期的に続くのかというのはもっ、もう少し見たいと思いますが、あのう、今年ゼロになった理由はですね、あのう、一つは主食用米の配分が昨年に比べて増えたこと、もともと23、4、5年と3年連続で本来は平場の方が増える、中山間地が減るという予定でしたが、あのう、それ逆転したもんですから、今年は皆さんの希望どおり、主食を作っていただくことができたということで敢えて加工米、半値でございまして、敢えて作ってはいっておりません。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) まあ、あのう、主食の作付の面積が増えたということで大いにその生産意欲も刺激して、という点では、あのう、懸命な対応だと思いますけれども、現実にはじゃあ未作付地についての対策としてはどうだったのかという点では、まあ、全体では500ヘクタールぐらいがあって、まあ、あのう、ホールクroppサイレージだけでも。50から60ヘクタールですか、で、やっぱり相当大きな200ヘクタールを超える未作付地があるのをどう解決するかという問題については、ほとんど手つかずだったと思うんです。でやはり、あのう、今年の動向や、を見ても、あのう、作付をしてもいいよっていう場合はぐっとやっぱり増えるんですね。で、ただ転作はずっとついて回りますから、で、邑南町の場合、あのう、酒米の作付は主食用米の方の生産配分に入っちゃうんですね。で、かく、あのう、同じお酒づくりでも、そのほんとに酒米の分と一番たくさんいるのは掛け米なんです。で、その掛け米の部分に加工用米が使われる。で、その掛け米の部分がある意味じゃあ非常に安定した需要があって、まあ、確かに全体でこう減ってるんでしょうけれども、なっています。で国としても、その新規需要開拓ということで生産者の組織と実需者の組織がちゃんと提携すれば大いにどんどんやってくださいと、あのう、推奨する方向です。それから、あのう、全、全農、全国農協中央会の方なんかも、あのう、全農の方もそういう方向で努力なささいということ言ってる、方向へ行っています。ところがこの作付けをゼロにしちゃうと、また配分が減るんじゃないとか前提あります。島根県でもその作付が少ないんです。で、どうもいろいろ見てみますと、今の加工米の流通形式が、農水省の指導によると、例えば島根県の、あのう、経済連のやると、同一県内の実需者を見つけなさいということなんです。だから島根県の中の酒、酒屋さんは知れてますから、そこを相手にしても加工用米が増えないんです。ですが、これを全国のネットで考えた場合には、その灘だとか伏見だとか、こういろんな酒、酒、酒造りの地域があります。そこはもう今掛け米不足で困ってるわけですよ。今後それが抜本的に解決する方向はないということも言われています。ですからこの加工用米の問題で加工米で今みたいな半額ではちょっとたいへんですけれども、もう少し販路を拡大したり、安定した売り先を確保すれば、加工米でも担当2万円の産、あのう、産地交付金ですか、ありますから、お米並にはいらないかも知れないけども、そのぐっと条件がよくなります。そういう意味ではこの加工米の作付けを思いきって広げて行く方向も考えなきゃいけないという点で、この点での動きや取り組みについてはいかがでしょうか。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 番外。

●議長(松本正) 坂本農林振興課長。

●坂本農林振興課長(坂本敬三) 具体的な加工米の中身についてご提示があったというふうに思います。ええと、最初の不作付地の問題ですが、これは以前、あのう、とも補償の説明をさしていただいたときに、その不作付地のうち、100ha、約100haは、とも補償制度によって、こういうふうになれば解決できますよという案を提示しておりますので、またその資料をご覧いただき

いと思います。それから２点目のいわゆる掛け米が加工米としてうまく流通できるのではないかというご質問です。で、これは、あのう、農政事務所にも確認をいたしました、まあ、いわば、その今大手の集荷業者がありますが、そういうものを通じなくても生産者と実需者が結びつけばこれは、あのう、可能だと、制度的にもこれは可能だということでもあります。ただですね、あのう、米穀需給調整実施要領の中に書いてありますのは、加工米というのは醸造用玄米は除くというふうになっています。で、醸造用玄米というといわゆる山田錦とか五百万石とか、まあ、そういう種類ですね。それは、まあ、除くということしか書いてないんです。ところが実際の運用を見てみますと、例えば町内でも、まあ、３社メーカーがありますが、その中の１社は掛け米も、加、加工米ではなくて、主食用米を使っておられるんです。じゃそれを止めていただいて、じゃ、加、加工米を使ってくださいという場合はどうかという、言いますと、これは結果からいうと駄目なんだそうです。なぜかという、もともとその掛け米で主食用を使っていたらその主食も生産数量の中へ入ってるから、それをこっちへおいといて新たに、その加工米として取り組むのは無理だということなんです。先ほどおっしゃった例えば近畿あたりのそういうメーカーさんとその掛け米の話が、例えばできたとしても、現在そのメーカーさんがどういうお米を、の種類の購、購入、使っておられるかによっては農政局の判断も変わってきますので、やはりそこは少し慎重に具体的に、あのう、事例が出てこないと判断ができません。ほいからもう一つは価格の問題ですので、あのう、これは私が昔から言っております。やはり、あのう、先ほど議員おっしゃられたように価格差がやっぱりありますよね。これ、やっぱり解消する努力もいりますので、それを解消するための原資をどういうふうに確保するかというのは、まあ、以前から、あのう、お示しをしているところであります。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(松本正) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、まあ、実際に品種の問題では、あのう、このへんでもかつては作ったことがあると思いますが、あのう、酒、要するに酒米と掛け米用って、また品種が違います。で、掛け米では例えば日本晴れだとか、あのう、そういう品種なんかが比較的よく使われるわけです。具体的に実需者の開拓も含めてやっていくことが非常に大事だし、その地域でいわば美味しい米をつくっているところはおいしい掛け米ができるということで評判が上がっていくということになりますので、是非そういう方向のちょっと資料調査とか含めてもう少し力を入れてやっていただきたいなというふうに思っています。また、あのう、昨年１２月にも話をしましたが、美味しい米づくりという点では、あのう、特に食味計ですね、こういうものもやっぱり、町内のどの農家でも行って自分とこの食味はどうなのかということを計ることができる、あのう、そういうふうな食味計の確保についても努力してほしいなというふうに思っているところです。で、最後に、２番目の問題は省きます。４番目の自治体職員の育成の問題について入りたいと思います。合併してから８年になります。この間合併当初１０年、１０、平成１６年の１０月には町職員が３１１人おられました。で、現在２２７人ですから、８４人減っていますけれども、あのう、８年間で退職者は１０２人になります。で、ちょうど今年で合併当初に課長だとか主査だとかが３６人いらっしゃいましたけれども全員が、あのう、まあ、町職員でなくなったと、退職されたということになります。で、そういう意味でも、あのう、恐らく全員だと思いますが、あのう、間違えればまたあれですけども、まあ、ほとんどの人がなくなられ、あのう、おられなくなった、職員でなくなれたと。で、あのう、また、あのう、まあ、当時の課長補佐級が、あのう、まあ、増えてますけど、ええと、

法人の場合もですね、平成１６年１０月当時、病院と法人派遣を含めて９８人でしたが、現在２７人に減ってると思います。これも７１人減ということになっています。で、これぐらい人が退職したり、移動したりすると、あのう、やっぱりその中での人材の育成とかいろいろたいへんなことだと思いますし、人事異動の問題でも正に公正公平な人事異動が必要だというふうに思います。でいわばこの８年間でいうならばほとんどの職員が異動を経験してるんじゃないかというふうに思いますが、この点総務課長いかがですか。

●**藤間総務課長(藤間修)** 番外。

●**議長(松本正)** 藤間総務課長。

●**藤間総務課長(藤間修)** 人事異動の件でございますけども、合併以来、確かに人数がかなり減っております。で、中で人事異動ほとんどの職員とおっしゃいましたが、あのう、中には専門的な職員もおりましたりするの、しますので、その課には、あのう、保健課の保健師とかいうのは異動はございません。また、あのう、指定管理しておる先の保育、保育士とかですね、そいった者には異動はない、ないように思っております。で、職員についてはええと、同じ部署におる者は約１名、まあ、おるものと認識をしております。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(松本正)** 長谷川議員。残り時間１分です。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、これは町長に具体的に要望いたしますけれども、いわば３１１人、まあ、現在２２７人の中で、まあ、当然異動でき、異動しない部署があります。しかし、あのう、本庁関係その他で１名だけはずっと同じ係長の、あのう、その課長補佐とか何とかありますよ、ただ一つの係をずっと８年間もってるというのは異常だと思います。だと思いませんか。で、そういう意味でもそういうことをしておく、関係団体とのなれ合いが生じたり、新しい観点や角度から事業展開をすることができなくなるということも含めて町長の人事権に介入する気ではありませんが、こうしたことが誰から見ても明らかに分かる、毎年人事の内示とか広報に載せてるわけですから、この人またこの係よ、この人またこの係よ、毎年分かるわけです。そういう事実は改善するように強く要望して私の一般質問を終わりたいと思います。

●**議長(松本正)** 以上で長谷川議員の一般質問は終了いたしました。以上をもって本定例会に通告されておりました一般質問は、これですべてを終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。たいへんご苦労さまでございました。

—— 午後 ４ 時 １ ７ 分 散会 ——